

上関町地域防災計画

原子力災害対策編

〈令和6年3月改訂〉

上関町防災会議

目次

第1編 総則	1
第1章 計画の方針	3
第1節 計画の目的.....	3
第2節 計画の性格.....	3
第3節 計画の用語.....	4
第2章 原子力災害対策に係る責務等	5
第1節 原子力事業者.....	5
第2節 上関町・県、関係周辺市町及び原子力事業者の連携協力.....	5
第3節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域.....	5
第3章 緊急事態区分等に応じた防護措置	7
第1節 緊急事態区分等及び防護措置.....	7
第2節 緊急事態区分ごとの原子力発電所の状態等.....	8
第3節 放射性物質が放出された場合の防護措置と実施の基準.....	14
第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱及び住民・事業所のとるべき措置	17
第2編 原子力災害事前対策	25
第1章 災害応急体制の整備	27
第1節 原子力事業者の体制の整備.....	28
第2節 町の体制の整備.....	29
第3節 緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）の体制の整備.....	30
第4節 緊急時モニタリングの支援体制の整備.....	31
第5節 原子力災害医療体制の整備.....	32
第6節 防災関係機関相互の連携体制の整備.....	33
第7節 ヘリコプター活用体制の整備.....	33
第8節 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備.....	34
第2章 災害情報体制の整備	35
第1節 情報通信体制の整備.....	35
第2節 住民への情報伝達体制の整備.....	36
第3章 避難誘導体制の整備	37
第1節 避難計画の作成.....	37
第2節 避難経路の指定等.....	38
第3節 要配慮者の避難誘導体制の整備.....	39
第4節 避難状況の確認体制の整備.....	40
第5節 居住地以外の市町に避難する被災者への情報伝達体制の整備.....	40
第4章 飲食物の摂取制限、出荷制限等	41

第5章	原子力防災に関する知識の普及	42
第1節	住民に対する知識の普及	42
第2節	防災業務関係者に対する研修の実施	42
第6章	防災訓練等の実施	43
第1節	訓練の実施	43
第2節	実践的な訓練と事後評価	43
第7章	災害対策資料の整備	44
第1節	災害対策資料の整備	44
第2節	その他原子力災害対策上必要な資料の整備	45
第8章	核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	46
第3編	緊急事態応急対策	47
第1章	活動体制の確立	49
第1節	組織体制	49
第2節	動員配備計画	51
第3節	オフサイトセンターへの職員の派遣	52
第4節	専門家の派遣要請	52
第5節	応援要請及び職員の派遣要請等	52
第6節	自衛隊への災害派遣要請	53
第7節	原子力災害被災者生活支援チームとの連携	53
第2章	災害情報の収集・伝達	54
第1節	情報収集事態発生時の情報連絡	54
第2節	警戒事態（Aレベル）発生時の情報連絡	56
第3節	施設敷地緊急事態（Bレベル）発生時の情報連絡	58
第4節	全面緊急事態（Cレベル）発生時の情報連絡	60
第5節	通信運用計画	62
第6節	原子力災害時における住民への指示	62
第3章	住民等への的確な情報の伝達	65
第1節	広報事項	65
第2節	広報の方法	66
第3節	広聴活動	66
第4章	緊急時モニタリングへの協力	67
第1節	緊急時モニタリング本部の設置と各機関の任務	67
第2節	緊急時モニタリングの実施方法	68
第5章	住民避難等の実施	70
第1節	避難等の実施	70
第2節	避難所の設置	72
第3節	避難住民に対するスクリーニング	72
第6章	飲食物の摂取制限、出荷制限等	73

第7章	原子力災害医療の実施	74
第1節	原子力災害医療への協力	74
第2節	安定ヨウ素剤の予防服用	75
第8章	防災業務関係者の安全確保	76
第1節	防災業務関係者の被ばく管理・安全管理	76
第2節	防災業務関係者の放射線防護	76
第9章	緊急輸送活動	77
第1節	緊急輸送の順位	77
第2節	緊急輸送の範囲	77
第3節	緊急輸送体制の確立	77
第10章	治安の確保	78
第4編	原子力災害中長期対策	79
第1章	原子力災害事後対策等	81
第1節	緊急事態解除宣言後の対応	81
第2節	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	81
第3節	放射性物質による汚染の除去、放射性廃棄物の処理等	82
第4節	各種制限措置の解除	82
第2章	被災者等の生活再建の支援等	83
第1節	心身の健康相談体制の整備	83
第2節	風評被害等の影響の軽減	83

第 1 編 総 則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（以下「災対法」という。）（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）（平成11年法律第156号）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（加工施設、原子炉、貯蔵施設、再処理施設、廃棄施設、使用施設（保安規定を定める施設）の運転、事業所外運搬（以下「運搬」という。））により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）に放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

- 1 この計画は、国の防災基本計画及び県の地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、指定行政機関、指定公共機関が作成する防災業務計画に抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。
- 2 この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は町の体制、組織等の見直しにより、修正の必要があると認める場合には、これを変更する。
- 3 この計画の作成又は修正に際しては、国（原子力規制委員会）が定める「原子力災害対策指針」（令和2年2月5日改正）を遵守する。
- 4 この計画に定めのない事項については、上関町地域防災計画（本編、震災対策編）による。
- 5 この計画は、防災関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものであり、町は、平素から研究、訓練等を行うなどしてこの計画の習熟に努めるとともに、住民に対して、この計画の周知を図り、計画の効果的な運用ができるように努める。
- 6 計画の具体的実施に当たっては、防災関係機関が相互に連携を保ち、総合的な効果が発揮できるように努める。

第3節 計画の用語

この計画における用語は、次のとおりとする。

- 1 災対法 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
- 2 原災法 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）
- 3 町防災計画 上関町地域防災計画
- 4 町本部 上関町災害対策本部
- 5 県防災計画 山口県地域防災計画
- 6 県本部 山口県災害対策本部
- 7 要配慮者 高齢者、障害者、乳幼児、難病患者、妊産婦、外国人その他の特に配慮を要する者
- 8 避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

第2章 原子力災害対策に係る責務等

第1節 原子力事業者

原子力事業者は、原子力災害対策特別措置法及び関係法令に基づき、原子力災害の発生の防止に万全の措置を講じるとともに、原子力災害の拡大の防止及び原子力災害の復旧に、誠意を持って必要な措置を講ずる責務を有することとなっている。

第2節 上関町・県、関係周辺市町及び原子力事業者の連携協力

町は、県並びに関係周辺市町とともに、原子力事業者と相互に連携を図りながら、協力して、原子力災害事前対策、緊急事態応急対策及び原子力災害中長期対策を実施する。

第3節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域

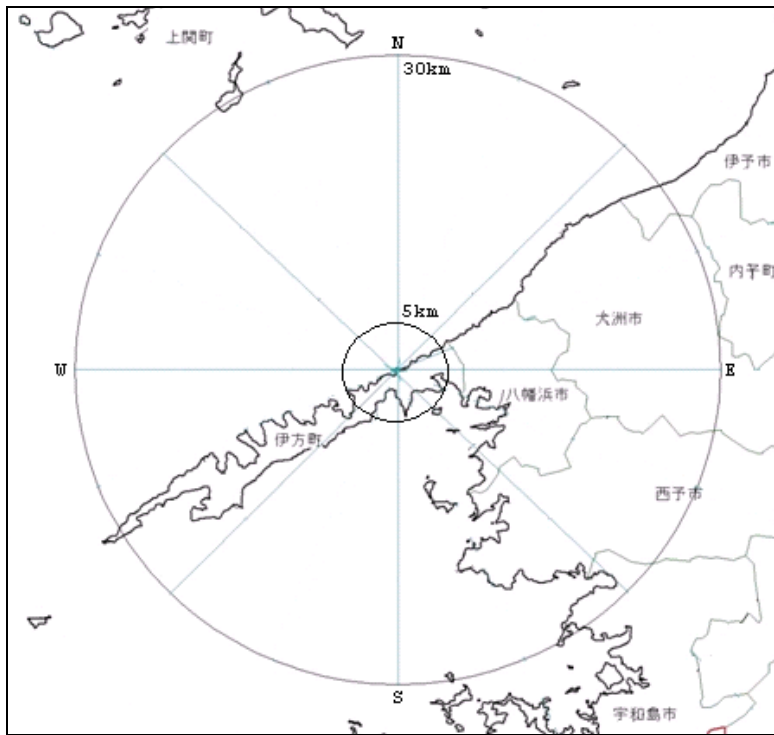
原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（以下「原子力災害対策重点区域」という。）については、以下に示す基準をもとに、行政区画、地勢等を勘案し、次のとおり地域の範囲を定める。

原子力災害対策重点区域の基準		地域の範囲
P A Z (Precautionary Action Zone) [予防的防護措置を準備する区域]	原子力施設を中心として おおむね半径5 kmの範囲	—
U P Z (Urgent Protective Action Planning Zone) [緊急時防護措置を準備する区域]	原子力施設を中心として おおむね半径30kmの範囲 から P A Z を除いた範囲	八島

立地県の原子力災害対策重点区域

原子力災害対策重点区域の基準		対象市町
P A Z (Precautionary Action Zone) [予防的防護措置を準備する区域]	原子力施設を中心として おおむね半径5 kmの範囲	伊方町
U P Z (Urgent Protective Action Planning Zone) [緊急時防護措置を準備する区域]	原子力施設を中心として おおむね半径30kmの範囲 から P A Z を除いた範囲	伊方町 八幡浜市 大洲市 西予市 宇和島市 伊予市 内子町

□ 周辺地域の地図



第3章 緊急事態区分等に応じた防護措置

原子力発電所に異常が発生した場合、町、原子力事業者、国及び県等は、緊急事態区分に応じて防護措置を実施する。

また、緊急事態区分には該当しないが、愛媛県伊方町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合を情報収集事態とし、原子力発電所の状況等について情報収集を行う。

第1節 緊急事態区分等及び防護措置

第1項 情報収集事態

区 分		UPZにおける防護措置の概要
情報収集事態	愛媛県伊方町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合（立地県で震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）	—

第2項 緊急事態区分

緊急事態区分		UPZにおける防護措置の概要
警戒事態 (Aレベル)	放射線による住民等への影響が切迫した状態ではないが、原子力発電所において異常が発生した又はそのおそれがある状態	—
施設敷地 緊急事態 (Bレベル)	原子力発電所において、放射線により住民等に影響をもたらす可能性がある事象が発生した状態	必要に応じて屋内退避の準備を行う。
全面緊急 事態 (Cレベル)	原子力発電所において、放射線により住民等に影響をもたらす可能性が高い事象が発生した状態	必要に応じて屋内退避を実施する。 放射性物質の環境への放出に備え、避難や一時移転、除染等の防護措置の準備を開始する。 放射性物質が環境に放出された場合には、緊急時モニタリングの結果に基づいて、避難や一時移転、飲食物の摂取制限など、必要な防護措置を実施する。

第2節 緊急事態区分ごとの原子力発電所の状態等

緊急事態区分	事象区分	原子力発電所施設の状態等（EAL）
警戒事態（Aレベル）	警戒事象	<p>1 敷地境界付近の空間ガンマ線量率の上昇（AL01） 発電所の事故により、放射性物質が外部に放出され、県又は立地県が設置する測定器、若しくは原子力事業者が敷地境界付近に設置する測定器の空間ガンマ線量率の値が、$0.15\mu\text{Sv/h}$を超えたとき。</p> <p>2 原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ（AL11）【3号機】 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないとき、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができなとき、若しくは停止したことを確認することができなとき。</p> <p>3 原子炉冷却材の漏えい（AL21）【3号機】 原子炉の運転中に伊方発電所原子炉施設保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないとき、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生したとき。</p> <p>4 蒸気発生器給水機能喪失のおそれ（AL24）【3号機】 原子炉の運転中に蒸気発生器へのすべての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失したとき。</p> <p>5 非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ（AL25）【3号機】 非常用交流高圧母線が一となった場合において当該非常用交流高圧母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続したとき、すべての非常用交流高圧母線からの電気の供給が停止したとき、又は外部電源喪失が3時間以上継続したとき。</p> <p>6 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失（AL29）【3号機】 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失したとき。</p> <p>7 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ（AL42）【3号機】 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失したおそれがあるとき、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失したとき。</p> <p>8 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ（AL51）【3号機】 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じたとき。</p> <p>9 所内外通信連絡機能の一部喪失（AL52）【3号機】 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失したとき。</p> <p>10 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ（AL53）【3号機】 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失したおそれがあるとき。</p>

緊急事態区分	事象区分	原子力発電所施設の状態等（EAL）
警戒事態（Aレベル）	警戒事象	<p>11 外的事象（自然災害）の発生</p> <p>(1) 大地震の発生 愛媛県伊方町において、震度6弱以上の地震が発生したとき。</p> <p>(2) 大津波警報の発令 愛媛県伊方町沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表されたとき。</p> <p>(3) 外的事象の発生（自然災害）【3号機】 当該原子力施設において新規基準で定める設計基準を超える外的事象が発生したとき（竜巻、洪水、台風、火山等）。</p> <p>12 原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合</p> <p>(1) オンサイト統括が警戒事象と認める事象 国（原子力規制委員会）のオンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生したとき。</p> <p>(2) その他外的事象の発生のおそれ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響をおよぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断したとき。</p>
施設敷地緊急事態（Bレベル）	施設敷地緊急事象	<p>1 敷地境界付近の放射線量の上昇（SE01） 県又は立地県、原子力事業者が設置するモニタリングステーション又はモニタリングポストにおいて以下の状態に至ったとき。 ただし、落雷の影響による場合又は格納容器排気筒ガスモニタ、補助建屋（家）排気筒ガスモニタ及び原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に係るすべてのエリアモニタリング設備により、検知された数値に異常が認められない場合は除く。</p> <p>(1) 5 μ Sv/h以上を検出したとき。</p> <p>(2) 1 μ Sv/h以上を検出した場合、中性子測定用可搬式測定器によって1 μ Sv/h以上を検出した放射線測定設備の周辺の中性子線量率を測定し、両者の合計が5 μ Sv/h以上となったとき。</p> <p>2 通常放出経路での気体放射性物質の放出（SE02） 以下に示す排気筒において「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」（以下、「通報事象等規則（原子炉施設）」という。）第5条第1項で定める基準以上の放射性物質を検出したとき。</p> <p>(1) 1号機補助建屋排気筒</p> <p>(2) 1号機格納容器排気筒</p> <p>(3) 2号機補助建屋排気筒</p> <p>(4) 2号機格納容器排気筒</p> <p>(5) 3号機補助建屋排気筒</p> <p>(6) 3号機格納容器排気筒</p> <p>3 通常放出経路での液体放射性物質の放出（SE03） 放水口において、「通報事象等規則（原子炉施設）」第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が検出される放射性液体廃棄物を放出したとき。</p> <p>4 火災、爆発等による管理区域外での放射線量の検出（SE04） 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において、50 μ Sv/h以上の放射線量率を検出したとき。 又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線又は放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。</p>

緊急事態区分	事象区分	原子力発電所施設の状態等 (EAL)
施設敷地緊急事態 (Bレベル)	施設敷地緊急事象	<p>5 火災、爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 (SE05) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において、放射能水準が5 μ Sv/hの放射線量率に相当するものとして、「通報事象等規則 (原子炉施設)」第6条第2項に定める基準以上の放射性物質が検出されたとき。</p> <p>又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線又は放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。</p> <p>6 原子炉外での臨界事故のおそれ (SE06) 原子炉の運転等のための施設の内部 (原子炉の本体及び再処理施設の内部を除く。)において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態になったとき。</p> <p>7 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 (SE21) 【3号機】 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないとき。</p> <p>8 蒸気発生器給水機能の喪失 (SE24) 【3号機】 原子炉の運転中に蒸気発生器へのすべての給水機能が喪失したとき。</p> <p>9 非常用交流高圧母線の30分以上喪失 (SE25) 【3号機】 すべての非常用交流高圧母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続したとき。</p> <p>10 直流電源の部分喪失 (SE27) 【3号機】 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続したとき。</p> <p>11 停止中の原子炉冷却機能の喪失 (SE29) 【3号機】 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱除去系ポンプの機能が喪失したとき。</p> <p>12 格納容器健全性喪失のおそれ (SE41) 【3号機】 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えたとき。</p> <p>13 2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ (SE42) 【3号機】 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがあるとき、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがあるとき、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失したとき。</p> <p>14 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 (SE43) 【3号機】 炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用したとき。</p> <p>15 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失 (SE51) 【3号機】 原子炉制御室及び原子炉制御室外の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失したとき。</p>

緊急事態区分	事象区分	原子力発電所施設の状態等（EAL）
施設敷地緊急事態（Bレベル）	施設敷地緊急事象	<p>16 所内外通信連絡機能のすべての喪失（SE52）【3号機】 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備のすべての機能が喪失したとき。</p> <p>17 火災・溢水による安全機能の一部喪失（SE53）【3号機】 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失したとき。</p> <p>18 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生（SE55） その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生したとき。</p>
全面緊急事態（Cレベル）	全面緊急事象	<p>1 敷地境界付近の放射線量の上昇（GE01） 原子力事業者が設置するモニタリングポスト又はモニタリングステーションにおいて以下の状態に至ったとき。 ただし、落雷の影響による場合又は格納容器排気筒ガスモニタ、補助建屋（家）排気筒ガスモニタ及び原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に係るすべてのエリアモニタリング設備により、検知された数値に異常が認められない場合は除く。 (1) 5 μ Sv/h以上を検出したとき。 (2) 1 μ Sv/h以上を検出した場合、中性子測定用可搬式測定器によって1 μ Sv/h以上を検出した放射線測定設備の周辺の中性子線量率を測定し、両者の合計が5 μ Sv/h以上となったとき。 又は、県又は立地県が設置するモニタリングステーション又はモニタリングポストが上記の状態に至ったことの連絡を受け、発電所の異常に起因するものと確認したとき。 ただし、これらの放射線量のいずれかが、2地点以上において又は10分間以上継続して検出した場合に限る。</p> <p>2 通常放出経路での気体放射性物質の放出（GE02） 以下に示す排気筒において「通報事象等規則（原子炉施設）」第12条第1項で定める基準以上の放射性物質を検出したとき。 (1) 1号機補助建屋排気筒 (2) 1号機格納容器排気筒 (3) 2号機補助建屋排気筒 (4) 2号機格納容器排気筒 (5) 3号機補助建屋排気筒 (6) 3号機格納容器排気筒</p> <p>3 通常放出経路での液体放射性物質の放出（GE03） 放水口において、「通報事象等規則（原子炉施設）」第12条第1項で定める基準以上の液体放射性物質を検出したとき。</p> <p>4 火災、爆発等による異常な放射線量の検出（GE04） 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において5 mSv/h以上の放射線量率を検出したとき。 又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線又は放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。</p>

緊急事 態区分	事象 区分	原子力発電所施設の状態等（EAL）
全面緊急事態（Cレベル）	全面緊急事象	<p>5 火災、爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出（GE05） 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において、放射能水準が500μSv/hの放射線量率に相当するものとして、「通報事象等規則（原子炉施設）」第6条第2項に定める基準の100倍以上の放射性物質を検出したとき。 又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線又は放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。</p> <p>6 原子炉外での臨界事故（GE06） 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）になったとき。</p> <p>7 すべての原子炉停止操作の失敗（GE11）【3号機】 原子炉の非常停止が必要な場合において、すべての停止操作により原子炉を停止することができないとき、又は停止したことを確認することができないとき。</p> <p>8 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注入不能（GE21）【3号機】 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、すべての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないとき。</p> <p>9 蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注入不能（GE24）【3号機】 原子炉の運転中に蒸気発生器へのすべての給水機能が喪失した場合において、すべての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による当該原子炉への注水が直ちにできないとき。</p> <p>10 非常用交流高圧母線の1時間以上喪失（GE25）【3号機】 すべての非常用交流高圧母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続したとき。</p> <p>11 全直流電源の5分間以上喪失（GE27）【3号機】 すべての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続したとき。</p> <p>12 炉心損傷の検出（GE28）【3号機】 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知したとき。</p> <p>13 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失（GE29）【3号機】 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないとき。</p> <p>14 格納容器圧力の異常上昇（GE41）【3号機】 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達したとき。</p> <p>15 2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ（GE42）【3号機】 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあるとき。</p>

緊急事態区分	事象区分	原子力発電所施設の状態等 (EAL)
全面緊急事態 (Cレベル)	全面緊急事象	<p>16 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 (GE51) 【3号機】 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失したとき、又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置のすべての機能が喪失したとき。</p> <p>17 住民の避難を開始する必要がある事象発生 (GE55) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生したとき。</p>

(注) 上表中 () 内の記号は、EALNo.を指す。

記載例 (AL01の場合)

AL 0 1
事象区分 事象分類 連番

事象区分	
AL	警戒事象
SE	施設敷地緊急事象
GE	全面緊急事象

事象分類	
0	放射線量・放射性物質放出
1	止める
2、3	冷やす
4	閉じ込める
5	その他脅威

(注) 重要区域は、原子力事業者の「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」に示す区域である。

(注) 【 】内は、対象号機を示す。記載が無い場合は全号機が対象。

(注) 1号機については、照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたことから、以下に示すEALは適用せず、EAL01～06及び55のみ適用する。

(1号機に適用しないEAL)

EAL11、21、24、25、27、28、29、30、31、41、42、43、51、52、53

(注) 2号機については、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しておらず、原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない状況であるため、以下に示すEALは適用せず、EAL01～06、31及び55のみ適用する。

(2号機に適用しないEAL)

EAL11、21、24、25、27、28、29、30、41、42、43、51、52、53

第3節 放射性物質が放出された場合の防護措置と実施の基準

放射性物質が環境に放出された場合には、住民等への被ばくの影響を回避するため、緊急時モニタリングの結果に基づいて、迅速に防護措置を実施することができるよう、具体的な基準等を次のとおり定める。

防護措置を実施する基準については、国（原子力規制委員会）が定める「原子力災害対策指針」に規定されているOIL（Operational Intervention Level）を用いる。

基準の種類	実施する防護措置等	基準値		
OIL1	住民等の避難、屋内退避	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)		
OIL4	避難又は一時移転した住民等の除染	β 線：40,000cpm (皮膚から数cmでの検出器の計数率 ^{※1})		
		β 線：13,000cpm【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)		
OIL2	住民等の一時移転及び地域生産物 ^{※2} の摂取制限	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)		
飲食物に係るスクリーニング基準	飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域の特定	0.5 μ Sv/h ^{※3} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)		
OIL6	飲食物の摂取制限	核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※4}
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg

(注) 防護措置の実施基準では、空間放射線量率等に基づく緊急度により、災対法上の避難を「避難」と「一時移転」の2つの類型に分類。

※1 β 線入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率。

※2 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

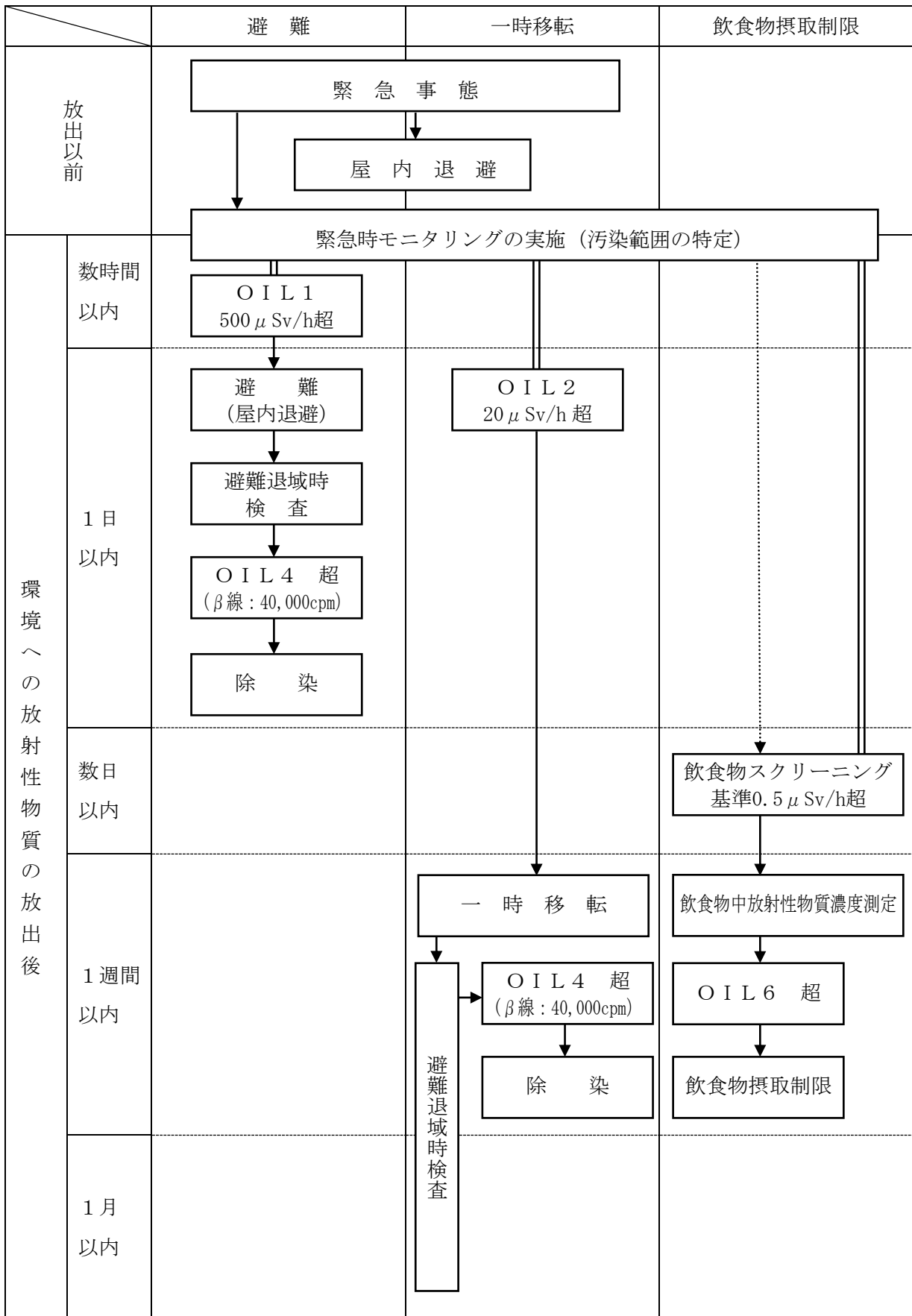
※3 計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値。

※4 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

□ 防護措置の内容

防護措置	内 容
屋 内 退 避	<p>放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより、被ばくの低減を図るため、屋内に退避する。</p> <p>放射性物質の環境への放出前は必要に応じ、また、放出後は数時間以内を目途に対象区域を特定し、屋外にいる住民等の自宅又は公共施設等への退避を実施する。</p>
避 難	<p>高い空間放射線量率が計測された地域又は放射線量率が高くなるおそれのある地域において、被ばくの低減を図るため、放射性物質又は放射線の放出源から速やかに離れる。</p> <p>放射性物質の環境への放出後、数時間以内に対象区域を特定し、数時間から1日以内に、住民等をあらかじめ指定している避難所に避難させる。</p>
除 染	<p>被ばくの低減を図るため、体表面等に付着した放射性物質のふき取り・洗浄等を行うことにより、放射性物質を除去する。</p> <p>救護所等において、避難又は一時移転した住民等のスクリーニングを行い、基準値を超えた場合には、迅速に除染を実施する。</p>
一 時 移 転	<p>日常生活の継続に伴う被ばくの低減を図るため、空間放射線量率が住民等の避難が必要となる地域に比べ、低い地域において、放射性物質又は放射線の放出源から離れる。</p> <p>放射性物質の環境への放出後、1日以内に対象区域を特定し、1週間以内に住民等をあらかじめ指定している避難所等に、一時的に移転する。</p>
地域生産物の 摂 取 制 限	<p>住民等の一時移転が必要となる区域において、経口摂取による内部被ばくの低減を図るため、地域生産物の摂取を回避する。</p> <p>一時移転に併せて地域生産物の摂取制限を実施する。</p>
飲 食 物 の 摂 取 制 限	<p>飲食物中の放射性核種濃度の測定を行い、一定以上の濃度が確認された場合に、経口摂取による内部被ばくの低減を図るため、該当する飲食物の摂取を回避する。</p> <p>放射性物質の環境への放出後、1週間内を目途に飲食物の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準値を超える場合には飲食物の摂取制限を実施する。</p>

□ 防護措置の実施手順 (UPZ)



第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 及び住民・事業所のとるべき措置

町、県及び町域を管轄し、又は区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等が原子力防災に関して処理する事務又は業務及び住民・事業所のとるべき措置は、おおむね次のとおりである。

第1項 上関町

機関名	事務又は業務の大綱
上 関 町	<ol style="list-style-type: none"> 1 町防災計画（原子力災害対策編）の作成・修正に関すること。 2 原子力防災に係る組織の整備に関すること。 3 原子力防災に係る知識の普及と啓発に関すること。 4 原子力防災に係る訓練の実施に関すること。 5 原子力防災活動に係る資機材等の整備に関すること。 6 原子力災害に係る情報の収集、伝達、広報及び被害調査に関すること。 7 避難計画の作成に関すること。 8 緊急時モニタリングへの協力に関すること。 9 避難等の指示及び避難所の開設に関すること。 10 原子力災害医療措置への協力に関すること。 11 飲料水・飲食物の摂取制限に関すること。 12 汚染の除去に関すること。 13 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保に関すること。 14 緊急輸送の確保に関すること。 15 その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置に関すること。 16 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関すること。 17 原子力災害中長期対策の実施に関すること。

第2項 消防機関

機関名	事務又は業務の大綱
柳井地区広域消防 組合消防本部 柳井消防署南出張所	<ol style="list-style-type: none"> 1 救急、消防防災活動に関すること。 2 住民の避難、誘導等に関すること。
上関町消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集・伝達及び被害実態の把握に関すること。 2 住民の避難、誘導等に関すること。

第3項 県及び県の機関

機関名	事務又は業務の大綱
山 口 県	<ol style="list-style-type: none"> 1 県防災計画（原子力災害対策編）の作成・修正に関すること。 2 原子力防災に係る組織の整備に関すること。

機関名	事務又は業務の大綱
	<ul style="list-style-type: none"> 3 原子力防災に係る知識の普及と啓発に関すること。 4 原子力防災に係る訓練の実施に関すること。 5 原子力防災活動に係る資機材等の整備に関すること。 6 原子力災害に係る情報の収集、伝達、広報及び被害調査に関すること。 7 緊急時モニタリングの実施に関すること。 8 住民の避難等及び立入制限に関すること。 9 被災者の救出・救護等の措置に関すること。 10 原子力災害医療措置に関すること。 11 飲食物の摂取制限、出荷制限に関すること。 12 汚染の除去に関すること。 13 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施に関すること。 14 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保に関すること。 15 緊急輸送の確保に関すること。 16 町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の原子力災害対策に係る連絡調整に関すること。 17 国の原子力災害対策本部等との連絡調整に関すること。 18 その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置に関すること。 19 原子力災害中長期対策の実施に関すること。 20 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関すること。
柳井土木建築事務所	<ul style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設関係の被害状況の取りまとめに関すること。 2 河川、海岸保全、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設の整備及び災害防止対策に関すること。 3 港湾等の整備及び災害防止に関すること。 4 道路、橋梁、公園等の整備及び災害防止対策に関すること。 5 被災公共土木施設の応急復旧に関すること。 6 被災者への公営住宅等の提供及び必要な措置に関すること。 7 応急仮設住宅の建設に関すること。 8 被災者が行う住宅建設、修理等のための災害復興融資に関すること。 9 公営住宅の被災状況調査及び応急復旧に関すること。 10 宅地開発に伴う防災に関すること。 11 警察と連携した緊急輸送路の確保に関すること。 12 応急復旧に必要な資機材の調達、確保並びに建設業者等の連絡調整に関すること。
柳井農林水産事務所	<ul style="list-style-type: none"> 1 農林水産業関係の被害状況の取りまとめに関すること。 2 漁港、海岸保全施設の被害状況の取りまとめに関すること。 3 農林業用施設の消防、水防及び応急復旧に関すること。 4 農林水産業関係の金融対策に関すること。 5 応急仮設住宅用木材の確保に関すること。 6 農産物の病虫害防除対策に関すること。 7 家畜の管理、防疫に関すること。 8 災害対策用船舶（漁船）のあっせんに関すること。 9 災害救助用鮮魚類及び冷蔵食品の確保措置に関すること。 10 漁港関係施設の整備、及び災害防止対策に関すること。 11 漁港関係施設の応急復旧に関すること。
柳井健康福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> 1 原子力災害医療現地作業グループの運営に関すること。 2 環境衛生施設に係る被害状況の調査報告に関すること。 3 給水の確保、あっせんに関すること。 4 被災地における食品衛生及び環境衛生（ごみ、がれき処理、清掃）

機関名	事務又は業務の大綱
	<p>に関する事。</p> <p>5 一般被災関係及び社会福祉施設の被害状況の調査報告に関する事。</p> <p>6 現地における災害救助関係機関との連絡調整に関する事。</p> <p>7 災害救助法に基づく救助の実施に関する事。</p> <p>8 町の救助業務の指導及び連絡調整に関する事。</p> <p>9 救助物資の現地配分、配送に関する事。</p> <p>10 その他災害救助部長が指示する事務又は業務</p> <p>11 医療施設に係る被害状況の調査報告に関する事。</p> <p>12 被災者の救助、医療救護に関する事。</p> <p>13 地区医師会、医療機関との連絡調整及び県本部との間の調整に関する事。</p> <p>14 医療に関して町の指導及び応援に関する事。</p> <p>15 被災者の健康管理、保健相談に関する事。</p> <p>16 保健、防疫に関して町の指導及び応援に関する事。</p> <p>17 医療品及び衛生器材の確保に関する事。</p> <p>18 毒物、劇物等の保安対策の指導、応急対策に関する事。</p>
<p>県警察本部 柳井警察署 上関駐在所 室津駐在所 祝島駐在所</p>	<p>1 周辺住民等への情報伝達に関する事。</p> <p>2 避難等の誘導及び屋内退避の呼び掛けに関する事。</p> <p>3 交通規制及び緊急輸送の支援に関する事。</p> <p>4 避難住民等の援助及び被災地域の犯罪の予防等社会秩序の維持に関する事。</p>

第4項 指定地方行政機関

機関名	事務又は業務の大綱
<p>中国総合通信局</p>	<p>1 災害時の電気通信の確保のための応急対策及び非常用通信の運用監督に関する事。</p> <p>2 災害時に備えての電気通信施設（有線施設及び無線施設）整備のための調整並びに電波の監理に関する事。</p> <p>3 非常通信協議会を通じての地方公共団体及び関係機関に対する非常通信の運用に関する指導及び協議に関する事。</p> <p>4 通信機器の供給の確保に関する事。</p> <p>5 災害対策用移動電源車の貸与に関する事。</p>
<p>中国四国農政局 山口地域センター</p>	<p>1 農畜産物の汚染対策及び除染措置の指導に関する事。</p> <p>2 災害時における食料の供給に係る体制の整備に関する事。</p> <p>3 農林関係金融機関に対して、金融業務の円滑な実施のための指導に関する事。</p> <p>4 営農資材の供給、病虫害防除所及び家畜衛生所の被害状況等の把握に関する事。</p> <p>5 農地、農業用施設、海岸保全施設、地すべり防止施設及び農業共同利用施設について災害復旧計画の樹立に関する事。</p> <p>6 被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく経営資金等、農林漁業金融公庫の資金等の融資に関する事。</p> <p>7 防災に関する情報収集及び報告に関する事。</p> <p>8 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関する事。</p>
<p>中国地方整備局</p>	<p>1 直轄公共土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧に関する事。</p> <p>2 地方公共団体等から要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供に関する事。</p>

機関名	事務又は業務の大綱
	3 国土交通省所掌事務に係わる地方公共団体等への勧告、助言に関する こと。 4 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。 5 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること。 6 災害時における交通確保に関すること。 7 海洋汚染の防疫に関すること。 8 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の被災地方公共団体へ の派遣 9 その他、緊急を要すると認められる場合、申し合わせに基づく適切 な応急措置の実施に関すること。
徳山海上保安部	1 原子力災害に関する情報の収集及び情報伝達活動に関すること。 2 海上における捜索、救助、救急活動に関すること。 3 被ばく医療に係る医療チーム及び物資の緊急輸送に係る支援活動に 関すること。 4 海上における緊急時モニタリングの支援に関すること。 5 船舶交通の制限、航泊禁止等の措置に関すること。 6 警戒区域等における治安維持に関すること。
福岡管区気象台 下関地方気象台	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 2 気象業務に必要な観測体制の充実、及び予報、通信等並びに設備の 整備に関すること。 3 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限 る。）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、 竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達に関すること。 4 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の 利用の心得などの周知・広報に関すること。 5 町が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の 作成への技術的な支援・協力に関すること。 6 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における、県や町に対 しての気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。 7 県や町、その他の防災関係機関と連携した、防災気象情報の理解促 進、防災知識の普及啓発活動に関すること。

第5項 自衛隊

機関名	事務又は業務の大綱
自衛隊	1 災害派遣の準備に関すること。 (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 災害に関する教育訓練の実施 2 災害派遣の実施に関すること。 (1) 避難等の援助 (2) 災害時における空中輸送の支援 (3) 上空及び海上モニタリングの支援 (4) 通信支援、人員物資等の陸上輸送の支援 (5) 炊飯・給水及び宿泊の支援 (6) 人命・財産の保護のための必要な救援活動の実施 (7) その他災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸与又 は譲与

第6項 指定公共機関

機関名	事務又は業務の大綱
日本赤十字社 山口県支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における医療、助産及び遺体検案等被災地での医療救護に関すること。 2 輸血用血液の確保、供給に関すること。 3 被災者への物資配給、炊き出し、避難所奉仕、通信連絡等の協力に関すること。 4 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関する自発的協力の連絡調整に関すること。 5 義援金の受入れ・配分に関すること。
日本放送協会 山口放送局	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象予警報、災害情報、防災知識の普及等に係る災害広報の実施に関すること。 2 被害情報、被災住民に必要な生活情報等の報道に関すること。 3 放送施設、設備の整備保守管理に関すること。
西日本電信電話株式会社 山口支店 株式会社NTTドコモ 中国支社山口支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における公衆通信の確保、被災施設の応急対策と早期復旧に関すること。 2 災害応急措置等の通信に対する通信設備の優先利用に関すること。 3 非常緊急通話に関すること。
中国電力株式会社 山口支店柳井営業所	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力施設の防災対策、防災管理の実施及び災害時における電力の供給確保に関すること。 2 被災施設、設備の応急復旧に関すること。 3 緊急時モニタリングへの協力に関すること。
独立行政法人 国立病院機構 一般社団法人 熊毛郡医師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における国立病院機構の医療班（災害派遣医療チーム（DMAT）を含む。）の派遣又は派遣準備に関すること。 2 広域災害における国立病院機構からの医療班（災害派遣医療チーム（DMAT）を含む。）の派遣に関すること。 3 災害時における国立病院機構の被災情報収集、通報に関すること。
日本郵便株式会社 上関郵便局 上関港郵便局 祝島郵便局 長島郵便局	<ol style="list-style-type: none"> 1 郵便物の送達の確保及び郵便窓口業務の維持に関すること。 2 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金の免除、被災地あての救助用郵便物の料金免除に関すること。 3 かんぽ生命保険業務の非常取扱いに関すること。 4 利用者の誘導避難に関すること。 5 災害時における郵便業務の運営の確保に関すること。

第7項 指定地方公共機関

機関名	事務又は業務の大綱
公益社団法人 山口県バス協会 防長交通株式会社 平生営業所	<ol style="list-style-type: none"> 1 旅客の安全確保に関すること。 2 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。
山口放送株式会社 テレビ山口株式会社 株式会社エフエム山口 山口朝日放送株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象予警報、災害情報、防災知識の普及等に係る災害広報の実施に関すること。 2 災害時における広報活動及び被害情報の速報に関すること。 3 被災者に必要な生活情報等の報道協力に関すること。 4 放送施設、設備の防災対策及び保守管理に関すること。
一般社団法人 山口県医師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における救急医療及び助産活動に関すること。 2 負傷者の収容並びに看護に関すること。
公益社団法人 山口県看護協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における救急医療及び助産活動に関すること。 2 負傷者の収容並びに看護に関すること。

第8項 公共的団体

機関名	事務又は業務の大綱
公益社団法人 山口県歯科医師会 一般社団法人 山口県薬剤師会	災害時における緊急医療に関すること。
J A 南すおう農業協同組合 上関支所	1 組合員の被災状況調査及び援護に関すること。 2 農作物の被害応急対策の指導に関すること。 3 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること。 4 飲食物の摂取制限等の実施に関すること。
上関町商工会	1 被災商工業者の援護に関すること。 2 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること。
山口県漁業協同組合 上関支店 室津支店 四代支店 祝島支店	1 組合員の被災状況調査及び援護に関すること。 2 水産物の被害応急対策の指導に関すること。 3 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること。 4 飲食物の摂取制限等の実施に関すること。 5 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。
社会福祉法人 上関町社会福祉協議会	被災者の自立的な生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関すること。
上関町連合婦人会 各地区会長 上関町建設業協同組合	防災及び災害救助活動の協力に関すること。

第9項 住民・事業所のとるべき措置

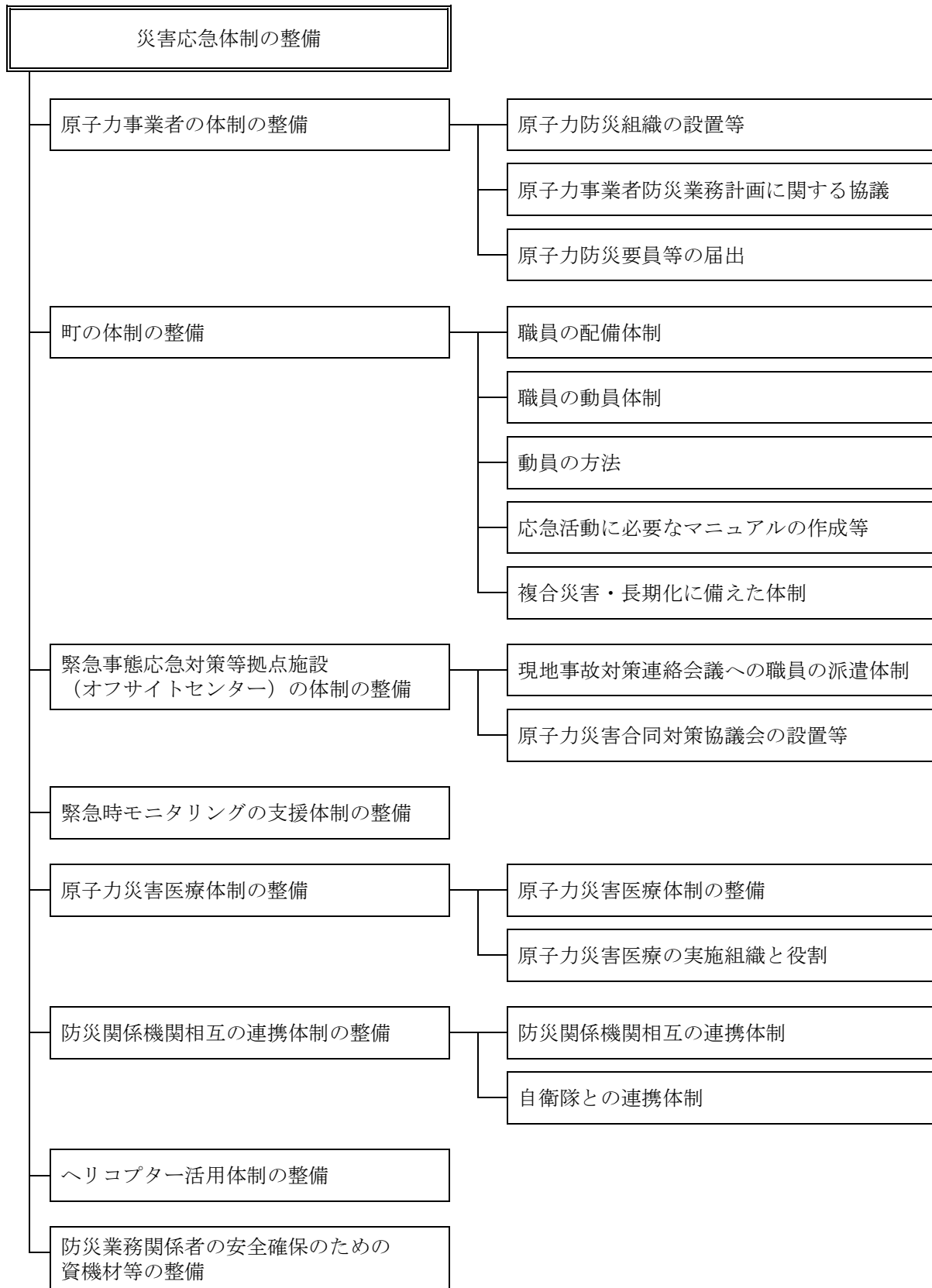
区分	とるべき措置
住民	町及び県が行う防災事業に協力するよう努めること。
防災上重要な施設の管理者	1 病院、旅館等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者 (1) 防災対策及び被災施設の応急対策に関すること。 (2) 利用者に対する避難の誘導、安全対策に関すること。 2 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の製造、貯蔵処理又は取扱いを行う施設の管理者 (1) 防災対策及び被災施設の応急対策に関すること。 (2) 施設周辺の住民に対する安全対策に関すること。 3 社会福祉施設、学校等の管理者 (1) 防災対策及び被災施設の復旧に関すること。 (2) 施設入所者等に対する避難誘導、安全対策に関すること。
その他の企業	県及び町等が実施する防災事業に協力するとともに、企業活動の維持を図るためおおむね次の事項を実施する。 1 施設利用者及び従業員に対する避難誘導、安全対策の実施 2 従業員に対する防災教育訓練の実施 3 防災組織体制の整備 4 施設の防災対策及び応急対策の実施 5 応急対策に必要な資機材の整備、備蓄

第10項 原子力事業者

機関名	事務又は業務の大綱
四国電力株式会社	<ol style="list-style-type: none">1 原子力事業者防災業務計画の作成・修正に関する事。2 原子力発電所の防災管理に関する事。3 従業員等に対する教育及び訓練に関する事。4 発災施設の応急対策及び復旧に関する事。5 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関する事。6 緊急時モニタリングへの協力に関する事。7 原子力災害医療の実施及び協力に関する事。8 汚染拡大防止措置に関する事。9 その他、町、県及び防災関係機関等の行う原子力災害対策に対する全面的な協力に関する事。

第2編 原子力災害事前対策

第1章 災害応急体制の整備



第1節 原子力事業者の体制の整備

第1項 原子力防災組織の設置等

原子力事業者は、次のとおり、原子力防災組織体制を整備することとなっている。

- 1 原子力災害の発生又は拡大を防止するため、原子力発電所に原子力防災組織を設置するものとし、原子力災害合同対策協議会への派遣、原子力発電所内外の放射線量の測定、その他異常事象に関する状況の把握、放射性物質による汚染の除去等を行う原子力防災要員について、十分な人員を配置する。
- 2 原子力防災組織を統括する者として、原子力発電所長等から原子力防災管理者を選任するとともに、原子力防災管理者を補佐し、原子力防災管理者が不在の時には、その職務を代行する副原子力防災管理者を選任する。
また、副原子力防災管理者を複数名置く場合には、あらかじめ代行する順位などについても定めておくようにする。
- 3 原子力発電所における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策等に関し、原子力事業者が講ずべき措置を定めた原子力事業者防災業務計画を作成する。
- 4 原子力防災組織が業務を行うために必要な放射線防護用器具、非常用通信機器、放射線測定設備・機器その他の応急対策に必要な防災資機材を整備するとともに、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が迅速かつ的確に行われるよう、原子力防災要員の派遣及び防災資機材の貸与など、必要な措置を講ずるための体制をあらかじめ整備しておくようにする。
- 5 消防計画等に基づき、平常時から原子力発電所における火災等に適切に対処するため、消防設備、通報設備、自衛消防体制の整備に努める。
- 6 緊急時対策所（原子力発電所）、原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）等、災害対応の重要拠点となる施設の整備を行うとともに、後方支援拠点の候補地を選定しておくようにする。
- 7 重大事故への対応に当たり、必要に応じて他の原子力事業者等と連携して、高線量下での応急対策に必要な防災資機材を集中管理し、これを運用する常設の部隊（以下「原子力レスキュー部隊」という。）を整備する。

また、必要に応じて他の原子力事業者と連携し、高線量下での応急対策に必要となる資機材（ロボット等）を整備する。

第2項 原子力事業者防災業務計画に関する協議

町は、原子力事業者が修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、県から意見聴取を受けた場合は、町防災計画との整合を図りつつ確認を行い、速やかに意見を回答する。

第3項 原子力防災要員等の届出

町は、原子力事業者が県に届け出た原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について、県から写しが送付されてきた場合には受領する。

第2節 町の体制の整備

第1項 職員の配備体制

町は、原子力災害に対応するため、次の配備体制を整備する。

1 町原子力災害対策本部未設置時

事象等	配備体制	本 庁		職員配備基準
		配備課	人数	
情報収集事態	情報収集体制	総 務 課	2	所属長が指名した職員
		企 画 財 政 課	1	
		土 木 建 築 課	1	
		産 業 観 光 課	1	
		住 民 課	1	
警戒事態 (Aレベル)	第1警戒体制	総 務 課	2	所属長が指名した職員
		企 画 財 政 課	1	
		土 木 建 築 課	1	
		産 業 観 光 課	1	
		住 民 課	1	
施設敷地 緊急事態 (Bレベル)	第2警戒体制	総 務 課	3	所属長が指名した職員
		企 画 財 政 課	2	
		土 木 建 築 課	2	
		産 業 観 光 課	2	
		住 民 課	2	
		保 健 福 祉 課	2	

2 町原子力災害対策本部設置時

事象等	配備体制	本 庁		職員配備基準
		配備課		
全面緊急事態 (Cレベル)	原子力非常体制 (災害対策本部設置)	総 務 課	課長及び各課長が必要と認める人員	
		総 合 企 画 課		
		土 木 建 築 課		
		産 業 観 光 課		
		住 民 課		
		保 健 福 祉 課		
		教 育 委 員 会		
		議 事 局		
		出 納 室		
		室 津 支 所		
祝 島 支 所				
八 島 分 室				

第2項 職員の動員体制

各所属長は、情報収集体制、第1警戒体制、第2警戒体制及び原子力非常体制に係る動員計画を作成し、職員に周知する。

第3項 動員の方法

1 勤務時間内

町防災行政無線、電話で呼出を行う。

2 勤務時間外

宿日直者から配備当番に対して非常連絡網による電話で呼出を行う。

第4項 応急活動に必要なマニュアルの作成等

町は、県と連携し、必要に応じて、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知、定期的な訓練などを行い、資機材や装備の取扱いの習熟、他の職員、関係機関等との連携等について徹底する。

第5項 複合災害・長期化に備えた体制

町は、国及び県と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生の可能性を踏まえ、災害対応に係る人員や防災資機材の確保等について、体制を整備する。

また、事態が長期化した場合に備え、国、県及び関係機関と連携し、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくようにする。

第3節 緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）の体制の整備

第1項 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

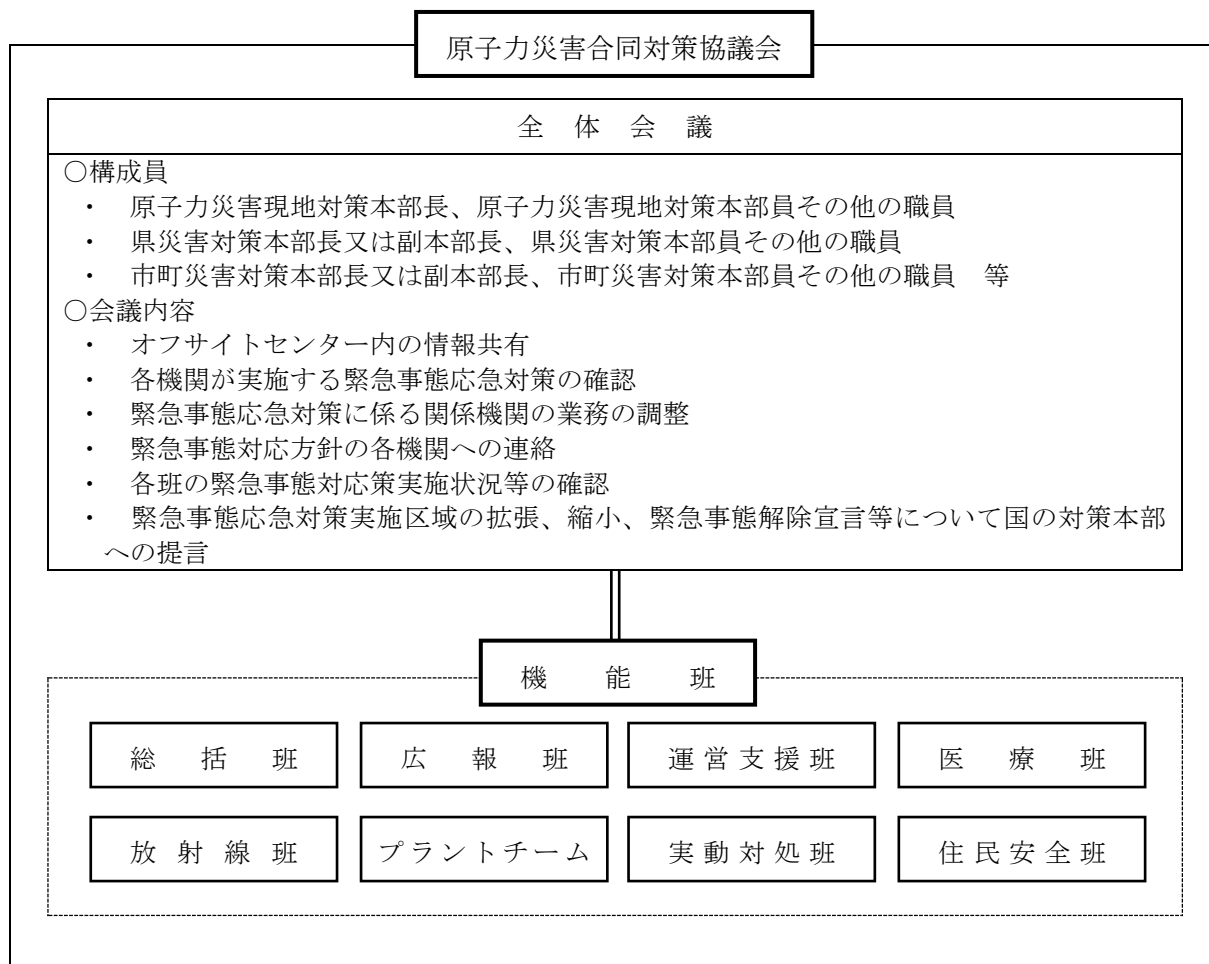
町は、国（原子力規制委員会）がオフサイトセンターにおいて現地事故対策連絡会議を開催する場合は、要請に応じて職員を派遣できるよう、その派遣体制等を整備する。

第2項 原子力災害合同対策協議会の設置等

町は、原子力緊急事態宣言が発出された場合、国（原子力災害現地対策本部）、県、立地県等とともに、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策について相互に協力する。

そのため、オフサイトセンターにおいて組織される原子力災害合同対策協議会に迅速に職員を派遣できるように、その派遣体制等を整備する。

□ 原子力災害合同対策協議会の構成



第 4 節 緊急時モニタリングの支援体制の整備

町は、県の実施する緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）への要員の派遣等の協力を行うための体制を整備する。

また、原子力災害時における緊急時モニタリングの迅速かつ的確な実施を支援するため、国や県等の防災関係機関が実施するモニタリング資機材等の操作訓練、操作講習会等に職員を積極的に参加させる等、習熟に努める。

第5節 原子力災害医療体制の整備

第1項 原子力災害医療体制の整備

町は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等、原子力災害医療について協力するものとし、体制の整備を図る。

第2項 原子力災害医療の実施組織と役割

1 原子力災害医療本部

県は、県本部を設置した場合又は健康福祉部長が必要と認めた場合は、原子力災害医療及び一般医療に対応するため、原子力災害医療本部を設置することとなっている。

原子力災害医療本部は、必要に応じて放射線医学総合研究所、国立病院機構及び国立大学附属病院を中心に、各医療機関から派遣された医療関係者等からなる原子力災害医療に係る医療チームの指導を受けるなどにより、国、指定公共機関、原子力事業者等と連携して、災害対応の状況や対象区域等に応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに必要に応じて治療を行うこととなっている。

また、避難所等における住民の健康管理を行うこととなっている。

2 町

町は、原子力災害医療活動を実施するに当たり、県の原子力災害医療本部の指示に基づき、避難所等において住民等に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示する。

また、避難所等における救護所の開設、運営に協力し、一般傷病者に対する医療活動を実施する。

3 消防本部

消防本部は、県の原子力災害医療本部の要請により、救急搬送を要する被ばく者及び一般傷病者を原子力災害医療機関又は医療機関に搬送する。

第3項 原子力災害医療の実施組織と役割

町は、県の原子力災害医療本部の指示に基づき、避難所等において住民等に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示する。

また、避難所等における救護所の開設、運営に協力し、一般傷病者に対する医療活動を実施する。

第6節 防災関係機関相互の連携体制の整備

第1項 防災関係機関相互の連携体制

町は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、県、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者その他の関係機関と原子力防災体制について相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担を定め、相互の連携体制の強化に努める。

第2項 自衛隊との連携体制

町は、県に対し、自衛隊への派遣要請の要求を迅速に行うことができるよう、あらかじめ次の事項等を定め必要な準備を整えておくようにする。

- 1 要請の手順及び要請先
- 2 連絡調整窓口
- 3 連絡方法

また、いかなる状況において、どのような分野について、自衛隊の災害派遣要請の要求を行うのか、平常時よりその想定を行っておくようにする。

第7節 ヘリコプター活用体制の整備

町は、原子力災害が発生した場合の災害応急対策を迅速かつ確実に実施するため、県、県警察、ドクターヘリ、自衛隊及び海上保安庁等のヘリコプター運航に係る地上支援に必要な体制の整備を図る。

また、ヘリコプター離着陸場の整備拡充に努め、原子力災害時においては、臨時離着場として使用できるようあらかじめ関係機関と協議を行う。

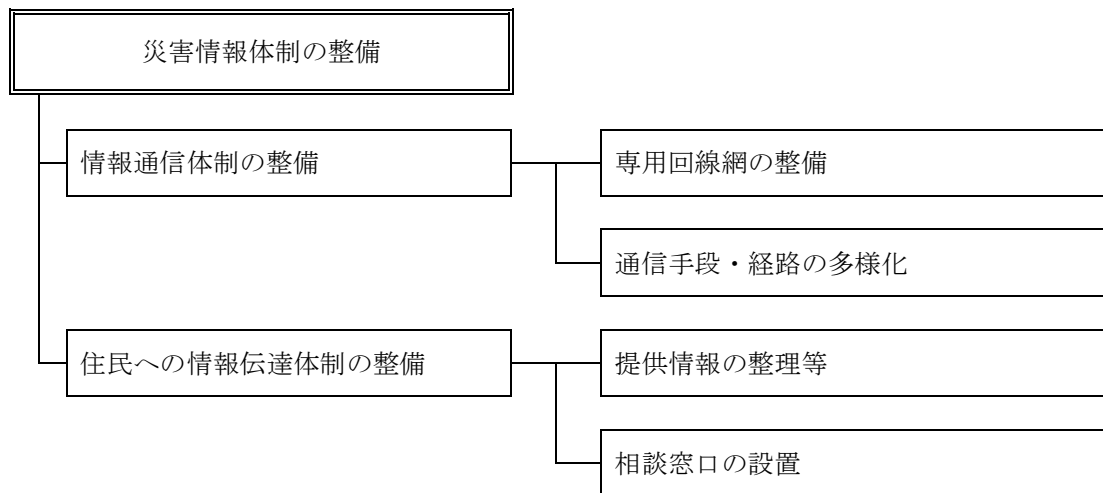
なお、ヘリコプターを要請する状況は、おおむね次の活動を想定する。

区分	活動内容
災害予防対策活動	(1) 災害危険箇所等の調査 (2) 各種防災訓練への参加 (3) 住民への災害予防の広報
災害応急対策活動	(1) 被災状況の把握 (2) 災害応急対策に必要な資機材の輸送 (3) 原子力災害時における空中モニタリング (4) 住民への災害情報の伝達
救急救助活動	(1) 被災した負傷者の救急搬送 (2) 救急救助活動に必要な医療資機材の輸送 (3) 道路、港湾施設の損壊により孤立した被災者の救助

第8節 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

町は、県の協力の下、原子力災害時に緊急事態応急対策に従事する職員の安全を確保するため、放射線防護資機材及び住民の避難誘導等に必要な資機材等を整備する。

第2章 災害情報体制の整備



第1節 情報通信体制の整備

第1項 専用回線網の整備

町は、県の協力の下、緊急時における町、県、国（官邸〔内閣官房〕、原子力規制委員会）及びオフサイトセンターの間の通信体制を確保するため、専用回線網の整備に努める。

第2項 通信手段・経路の多様化

1 町防災行政無線の整備

町は、住民等への的確な情報伝達を図るため、町防災行政無線の確保・活用を図る。

2 災害に強い通信網の構築

町は、災害に強い通信網を構築するため、国及び県と連携し、地上系・衛星系等による通信網の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。

3 機動性のある緊急通信手段の確保

町は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、国及び県と連携し、衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの可搬型衛星地球局の活用を図る。

4 災害時優先電話等の活用

町は、日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。

5 通信輻輳の防止

町は、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくようにする。

6 非常用電源の確保

町は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備を整備し、耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

第2節 住民への情報伝達体制の整備

第1項 提供情報の整理等

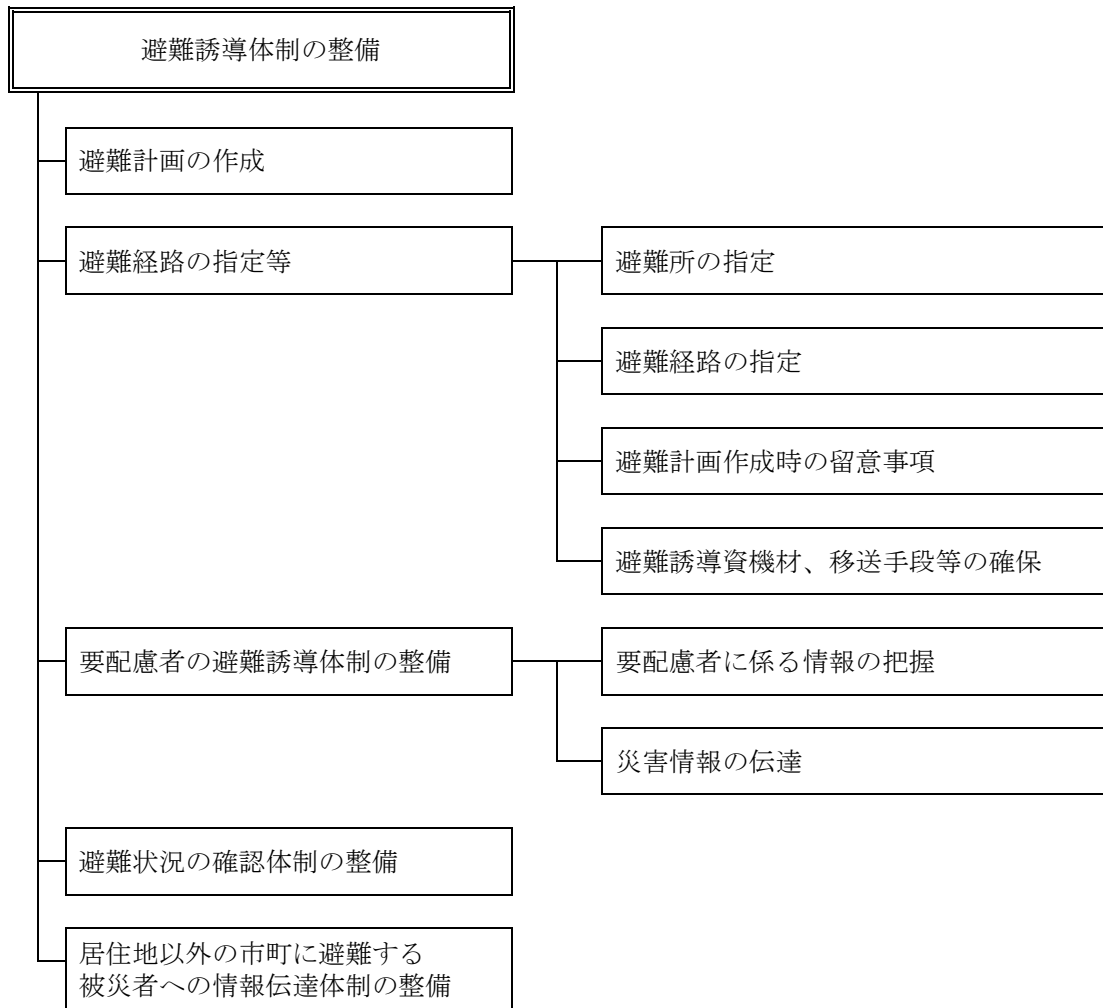
町は、国及び県等と連携し、原子力災害発生時からの経過に応じて、住民に、的確に情報提供できるよう、情報の項目について整理しておくようにする。

また、住民に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、他の防災関係機関も含めた情報伝達の際の役割分担の明確化に努める。

第2項 相談窓口の設置

町は、国及び県等と連携し、住民からの問い合わせに的確に対応できるよう、相談窓口の設置等について、あらかじめ定めておくようにする。

第3章 避難誘導體制の整備



第1節 避難計画の作成

町は、県の協力の下、安全かつ迅速な避難又は一時移転、屋内退避を指示することができるよう、避難方法等を定めた計画を作成し、住民等に周知徹底を図る。

避難や一時移転先については、避難先からの更なる避難や一時移転を避けるため、防護措置を重点的に実施すべき区域外とする。

なお、町域を越えた広域の避難が必要な場合には、県に市町間の調整を要請する。

第2節 避難経路の指定等

第1項 避難所の指定

町は、住民の安全を確保するため、次の基準により避難所を選定・確保する。

避難所の指定に当たっては、要配慮者の利用について、十分配慮する。

また、指定された施設については、避難生活等の環境を良好に保つことができるよう、必要に応じて環境整備等に努める。

- 1 鉄筋コンクリート造で耐震構造を有する等、比較的安全な公共建物であること。
- 2 給水及び給食施設を有するか、あるいは比較的容易に設置できること。
- 3 避難住民を集団的に収容できること。
- 4 避難者の必要面積は、おおむね2㎡当たり1名とすること。
- 5 原子力災害時の風向き等の気象条件により使用できなくなる可能性を考慮して、避難所の確保を図ること。
- 6 可能ならば、避難や一時移転だけでなく、スクリーニング等にも利用できること。

第2項 避難経路の指定

町は、原子力災害時の風向き等の気象条件により使用できなくなる可能性を考慮して、避難経路を選定・整備し、確保する。

- 1 避難経路は、相互に交差しない。
- 2 避難経路については、できるだけ複数の経路を選定する等、周辺地域の状況を勘案して行う。

第3項 避難計画作成時の留意事項

- 1 避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- 2 避難所への経路及び誘導方法
- 3 避難に際しての注意事項
- 4 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - (1) 給水措置
 - (2) 給食措置
 - (3) 毛布、寝具等の支給
 - (4) 衣料、日常生活必需品の支給
- 5 避難所の管理に関する事項
 - (1) 避難所における住民登録の実施

- (2) 避難収容中の秩序保持
 - (3) 避難住民に対する災害情報の伝達、提供
 - (4) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (5) 避難住民に対する相談業務
- 6 原子力災害時における広報
- (1) 広報車による周知
 - (2) 避難誘導員による広報
 - (3) 住民組織を通じての広報
 - (4) 防災行政無線による広報
 - (5) 住民からの問合せに対する対応

第4項 避難誘導資機材、移送手段等の確保

町は、県と協力し、避難所に必要な次の設備及び資機材を配備し、又は必要なときには、速やかな配備を実施するために、平素からその準備を行う。

また、住民の避難誘導に必要な資機材や船舶、車両等の移送手段の確保を図る。

- 1 通信機材
- 2 放送設備
- 3 照明設備（非常用発電機を含む。）
- 4 給水用機材
- 5 救護所及び医療資機材
- 6 物資の集積所
- 7 工具類
- 8 その他必要と思われる資機材

第3節 要配慮者の避難誘導體制の整備

第1項 要配慮者に係る情報の把握

町は、要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うことができるよう、住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者等の協力を得ながら、平常時から、要配慮者に関する情報を把握し、関係者との共有に努める。

第2項 災害情報の伝達

町は、要配慮者に災害情報を迅速に伝達できるよう、情報伝達体制の整備を図る。

第4節 避難状況の確認体制の整備

町は、避難や一時移転の指示等を行った場合に、住民の避難状況を確認する体制を整備する。

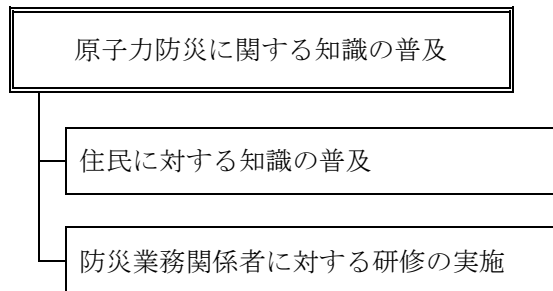
第5節 居住地以外の市町に避難する被災者への情報伝達体制の整備

町は、県の協力の下、居住地以外の市町に避難又は一時移転する住民に対して、必要な情報を確実に提供できるよう、避難先の市町と情報を共有する仕組みの整備を図る。

第4章 飲食物の摂取制限、出荷制限等

町は、飲食物の摂取制限、出荷制限の指示があった場合、住民に対して、迅速に飲食物を供給できる体制を整備する。

第5章 原子力防災に関する知識の普及



第1節 住民に対する知識の普及

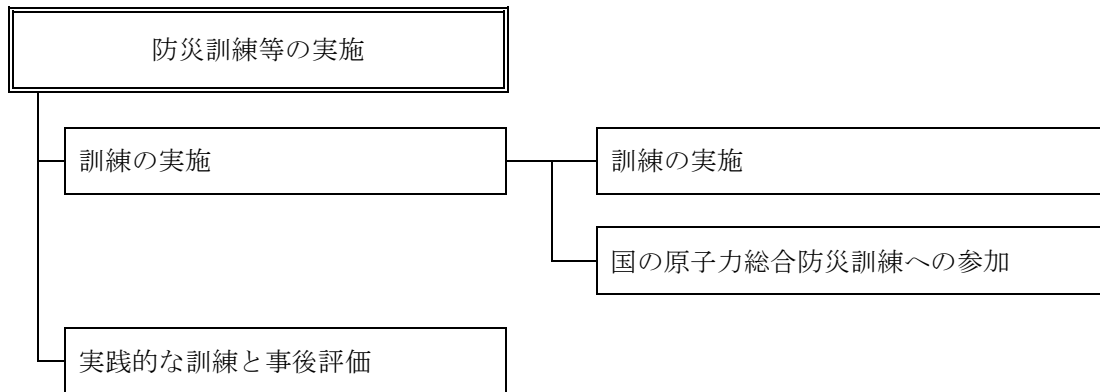
町は、国及び県と協力して、原子力防災に関する次の事項について、普及啓発に努める。

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- 2 原子力施設の概要に関すること。
- 3 原子力災害とその特性に関すること。
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- 5 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること。
- 6 屋内退避や避難等に関すること。
- 7 緊急時にとるべき行動及び留意事項に関すること。

第2節 防災業務関係者に対する研修の実施

町は、職員の緊急事態応急対策全般への対応力を高め、原子力災害対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用するなどして、研修の実施に努める。

第6章 防災訓練等の実施



第1節 訓練の実施

第1項 訓練の実施

町は、県の策定する訓練計画に基づき、国及び県等と連携し、定期的に訓練を実施する。

第2項 国の原子力総合防災訓練への参加

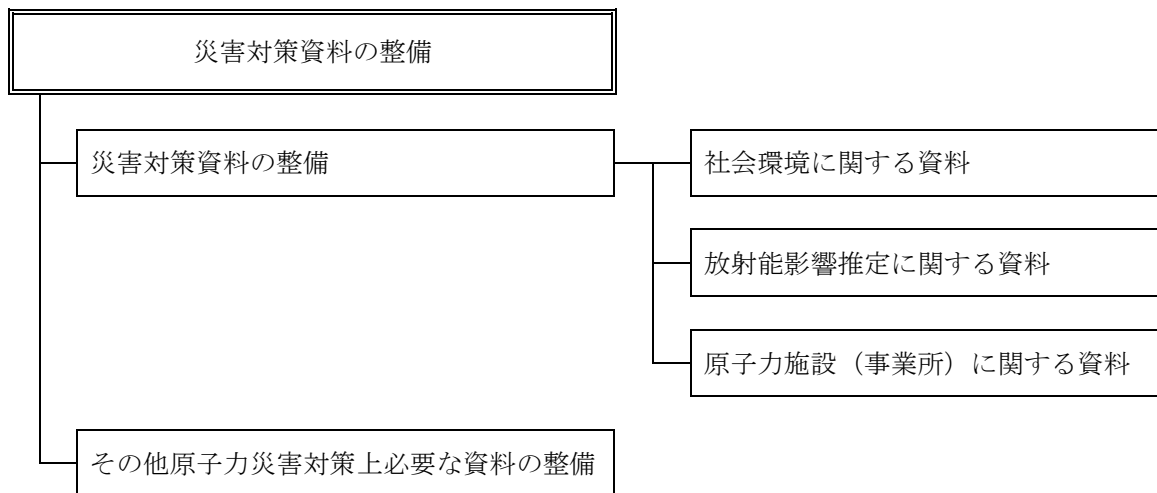
町は、国が総合的な防災訓練を実施する場合には、県等と共同して訓練に参加する。

第2節 実践的な訓練と事後評価

町は、災害時の判断力の向上等につながるよう、実践的な訓練を実施するよう努める。

また、訓練を実施した後は、事後評価を行い、必要に応じて原子力防災体制の改善に取り組む。

第7章 災害対策資料の整備



第1節 災害対策資料の整備

町は、県及び原子力事業者等と協力し、原子力災害時において放射性物質による汚染の影響範囲を予測し、的確な応急対策の樹立に資するための周辺地域の環境条件、人口分布など、災害対策上必要な資料を整備する。

第1項 社会環境に関する資料

- 1 周辺地域の地図
- 2 周辺地域の人口、世帯数等（原子力事業所との距離別、方位別、要配慮者の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料含む。）
- 3 周辺地域の配慮すべき施設（保育園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、障害者支援施設、刑務所等）（原子力事業所との距離、方位に関する資料含む。）
- 4 周辺地域の一般道路、林道、農道（道路幅員、路面状況、交通状況含む。）
- 5 ヘリコプターの飛行場外離着陸場適地、空港（施設の付随設備、滑走路の長さ含む。）
- 6 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物等（位置、収容能力、移動手段等の情報含む。）
- 7 医療機関の状況
- 8 港湾及び漁港の状況（ふ頭の水深等含む。）

第2項 放射性物質又は放射線の影響推定に関する資料

- 1 周辺地域の気象状況（過去10年間の風向、風速、大気安定度）
- 2 周辺地域の海象状況

- 3 平常時環境モニタリングデータの状況（過去10年間の統計値）
- 4 周辺地域の水源地、飲料水の状況
- 5 農林水産物の生産及び出荷状況

第3項 原子力施設（事業所）に関する資料

- 1 原子力事業者防災業務計画
- 2 原子力事業所の施設の配置図

第2節 その他原子力災害対策上必要な資料の整備

町は、国、県、原子力事業者及び関係機関等と連携し、その他原子力災害対策上必要な資料の整備に努める。

- 1 通報情報（関係機関間における通報様式、公式発表情報や国からの連絡事項等）
- 2 資料情報（防災計画に関する資料、法令・規則等、防災関連委託調査等報告書等）
- 3 資機材情報（資機材の保管・在庫・貸与等の状況管理）
- 4 民間資機材情報（応急・復旧活動時に有用な資機材の備蓄・保有・事業者連絡先）
- 5 機関情報（国、道府県、関係機関等の担当者及び連絡先等の情報）
- 6 避難計画（地区ごとの避難計画、避難所運営体制）

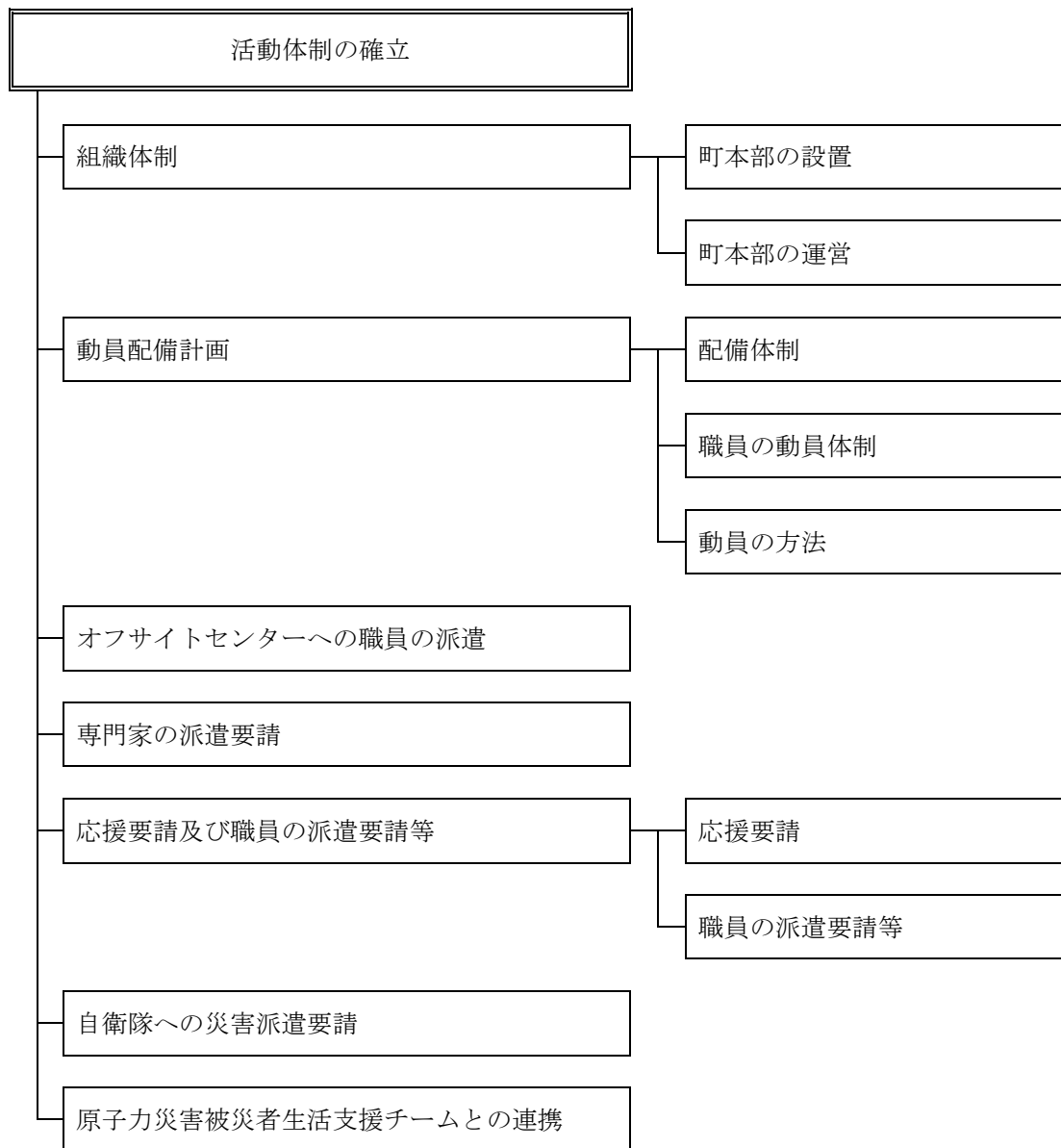
第8章 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬中の事故については、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。

町の管轄する地域で事故が発生した場合、町は、県と連携の下、事故状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、事故現場周辺の住民等の安全を確保するために必要な措置を講じる。

第3編 緊急事態応急対策

第1章 活動体制の確立



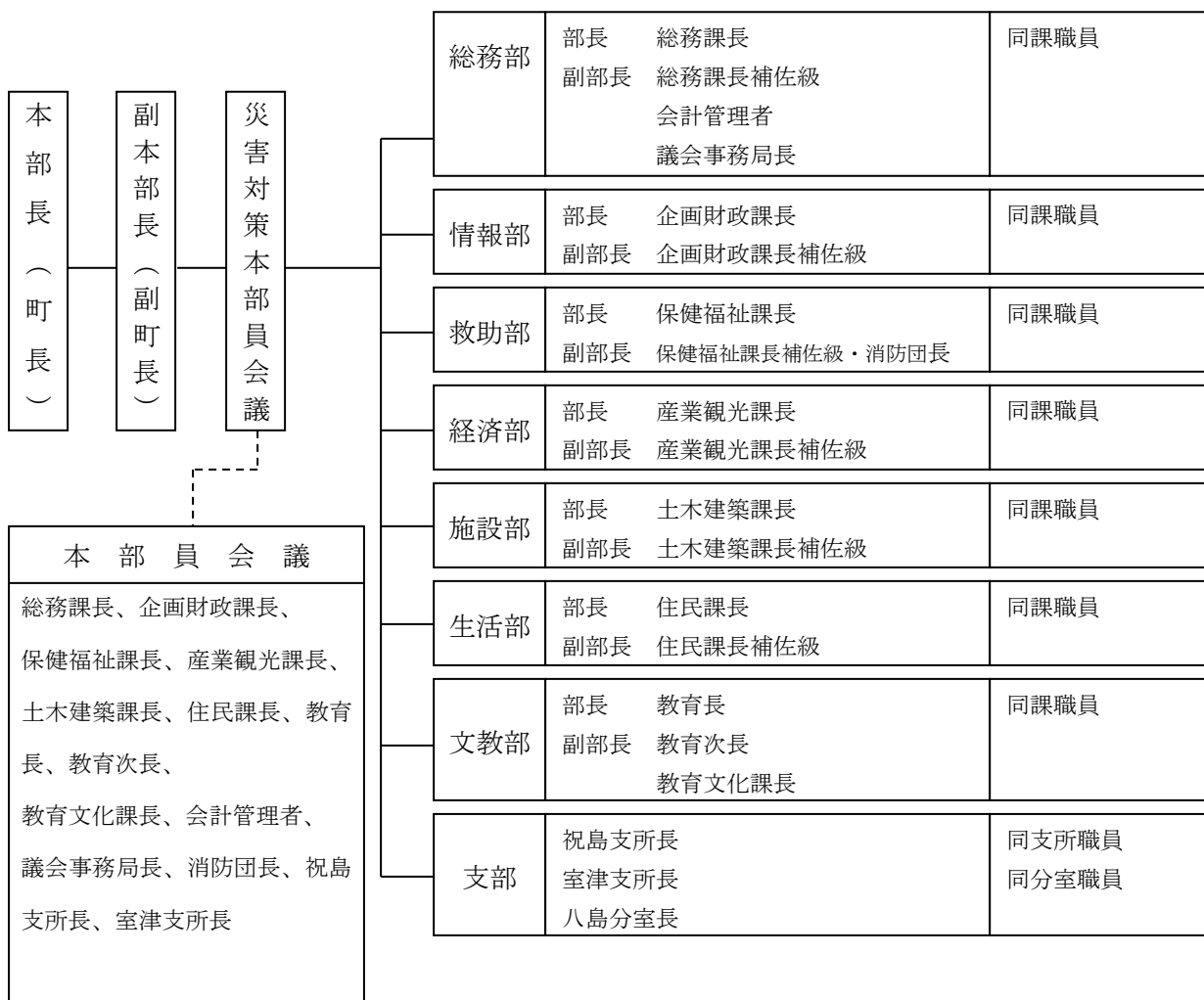
第1節 組織体制

第1項 町本部の設置

1 組織

町本部の組織は、本部長（町長）、副本部長（副町長）及びその下に設置される各対策部をもって構成する。

□ 町本部組織図



2 設置場所

施設	所在地	連絡先
上関町役場 2階防災対策室	上関町大字長島448	0820-62-0311
(本部が被災した場合の代替施設) 上関町総合文化センター	上関町大字室津904-15	0820-62-1460

3 設置基準

- (1) 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合
- (2) 知事が必要と認めた場合

4 廃止基準

町長は、町域において災害が発生するおそれが消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたとき、原子力災害の危険性が解消されたと認めたときは、町本部を廃止する。

5 設置及び廃止の通知等

町本部が設置及び廃止されたときは、直ちに、その旨を次により通知及び公表する。

通知及び公表先	担当課	方法
庁内各部 (出先機関を含む。)	総務課	電話、町防災行政無線、職員参集メール (出先機関をもつ部署等は、それぞれから連絡する。)
県(防災危機管理課)	〃	県総合防災情報ネットワークシステム
防災関係機関	〃	電話・FAX
報道機関	〃	電話・FAX
住民	〃	町防災行政無線、広報車、町ホームページ、登録制メール、エリアメール等

第2項 町本部の運営

本編第3編第1章第1節第2項「町原子力災害対策本部の運営」を準用する。

第2節 動員配備計画

第1項 配備体制

1 町本部未設置時

町は、原子力事業者等から警戒事態等の発生の通報等を受けた場合には、迅速に災害対応等を行うため、職員を配備する。

事象等	配備体制	体制の内容
情報収集事態	情報収集体制	指定された少数の人員をもって情報収集及び情報伝達を行う体制とする。
警戒事態 (Aレベル)	第1警戒体制	特に関係のある本庁部課職員のみで配備し、情報収集及び情報伝達を行うとともに、状況により第2警戒体制へ移行する体制とする。
施設敷地 緊急事態 (Bレベル)	第2警戒体制	災害応急対策に関係のある課の所要人員で配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い直ちに原子力非常体制に移行する体制とする。

2 町本部設置時

町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は町長が必要と認めた場合には、速やかに災害対策本部を設置する。

事象等	配備体制	体制の内容
全面緊急事態 (Cレベル)	原子力非常体制	町本部に設置する部の所要人数又は必要に応じて全職員を配備し、原子力災害応急対策に当たる。

第2項 職員の動員体制

本編第3編第1章第3節第2項「職員の動員体制」を準用する。

第3項 動員の方法

本編第3編第1章第3節第3項「動員の方法」を準用する。

第3節 オフサイトセンターへの職員の派遣

原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が設置される場合、町は、指定した職員をこれに派遣し、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行う。

第4節 専門家の派遣要請

町長は、施設敷地緊急事態等発生の通報があった場合は、必要に応じて、国及び関係機関に対して、原子力災害対策特別措置法第10条第2項に基づき、専門的知識を有する職員の派遣を要請する。

第5節 応援要請及び職員の派遣要請等

第1項 応援要請

町は、必要に応じて、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町等に対し応援要請を行う。

第2項 職員の派遣要請等

町長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のために必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

また、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他必要な援助を求める。

第6節 自衛隊への災害派遣要請

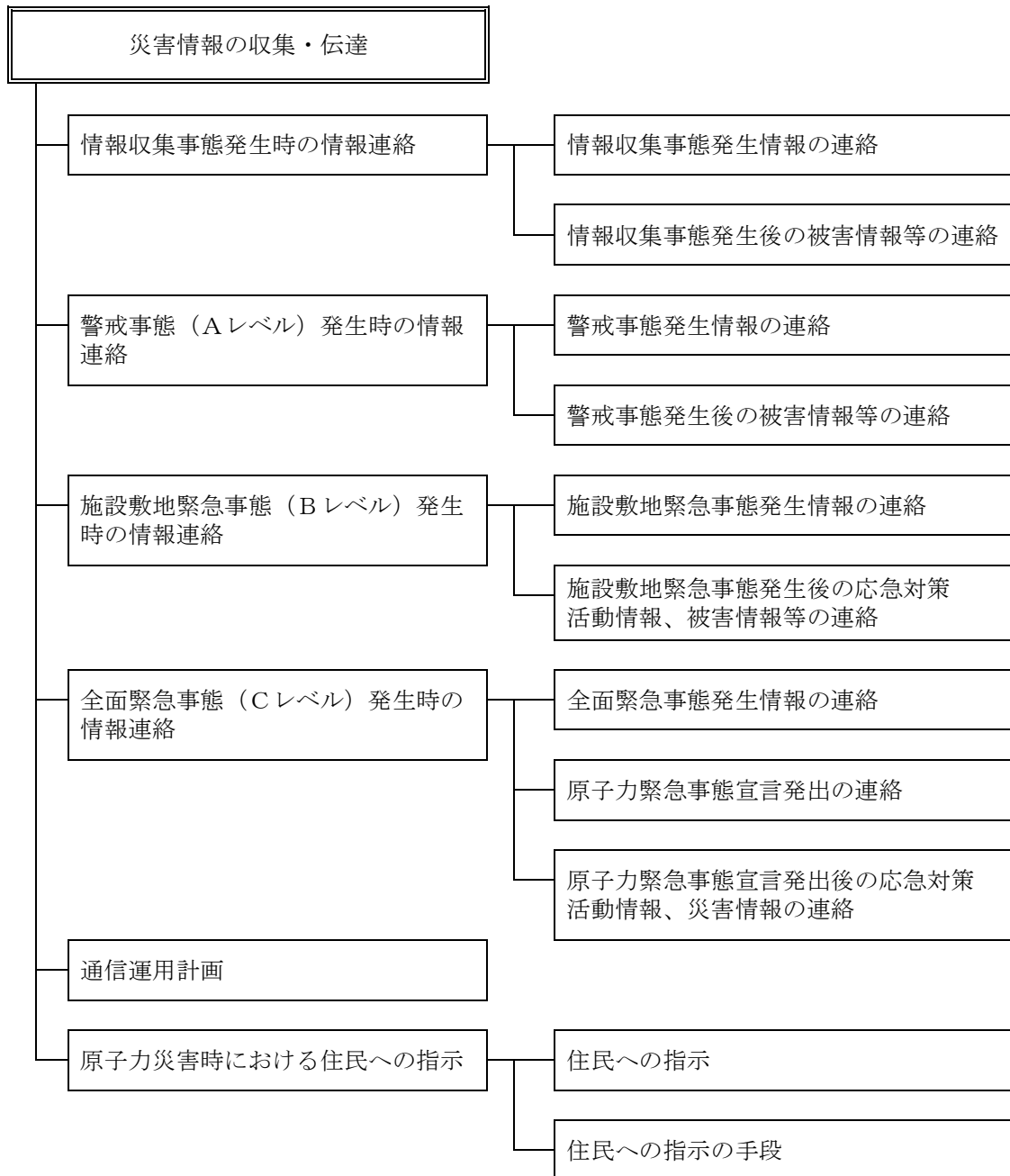
町長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を要求する。

また、自衛隊による支援の必要がなくなると認めるときには、速やかに知事に対し、撤収要請を要求する。

第7節 原子力災害被災者生活支援チームとの連携

町は、住民の避難等が完了した段階において、国が設置する原子力災害被災者生活支援チームと連携して、被災者の生活支援対策等を推進する。

第2章 災害情報の収集・伝達



第1節 情報収集事態発生時の情報連絡

第1項 情報収集事態発生情報の連絡

1 町

町は、県から通報・連絡を受けた場合は、直ちに、住民、消防本部、柳井警察署等に連絡する。

2 県

県は、国から連絡を受けた場合は、直ちに、町、消防本部、県警察本部（警備課）、陸上自衛隊第17普通科連隊、徳山海上保安部、下関地方気象台に連絡することとなっている。

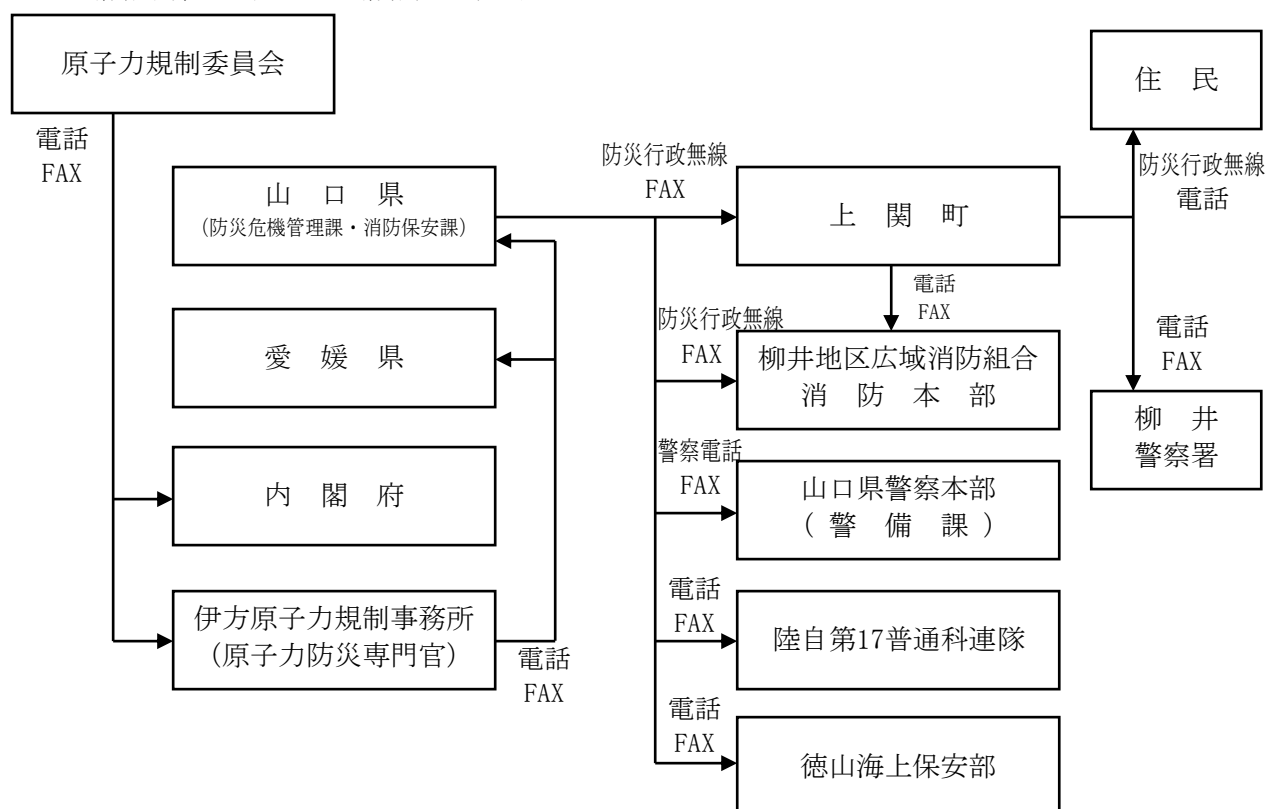
3 国

国（原子力規制委員会）は、情報収集事態の発生及びその後の状況について、県等に対して、情報提供を行うこととなっている。

第2項 情報収集事態発生後の被害情報等の連絡

- 1 国は、県等に、情報収集事態発生後の施設の状況、応急対策活動の状況及び被害の状況等を連絡することとなっている。
- 2 県は、町、関係機関に、国から連絡を受けた事項等を随時連絡することとなっている。

□ 情報収集事態発生時の情報伝達系統図



第2節 警戒事態（Aレベル）発生時の情報連絡

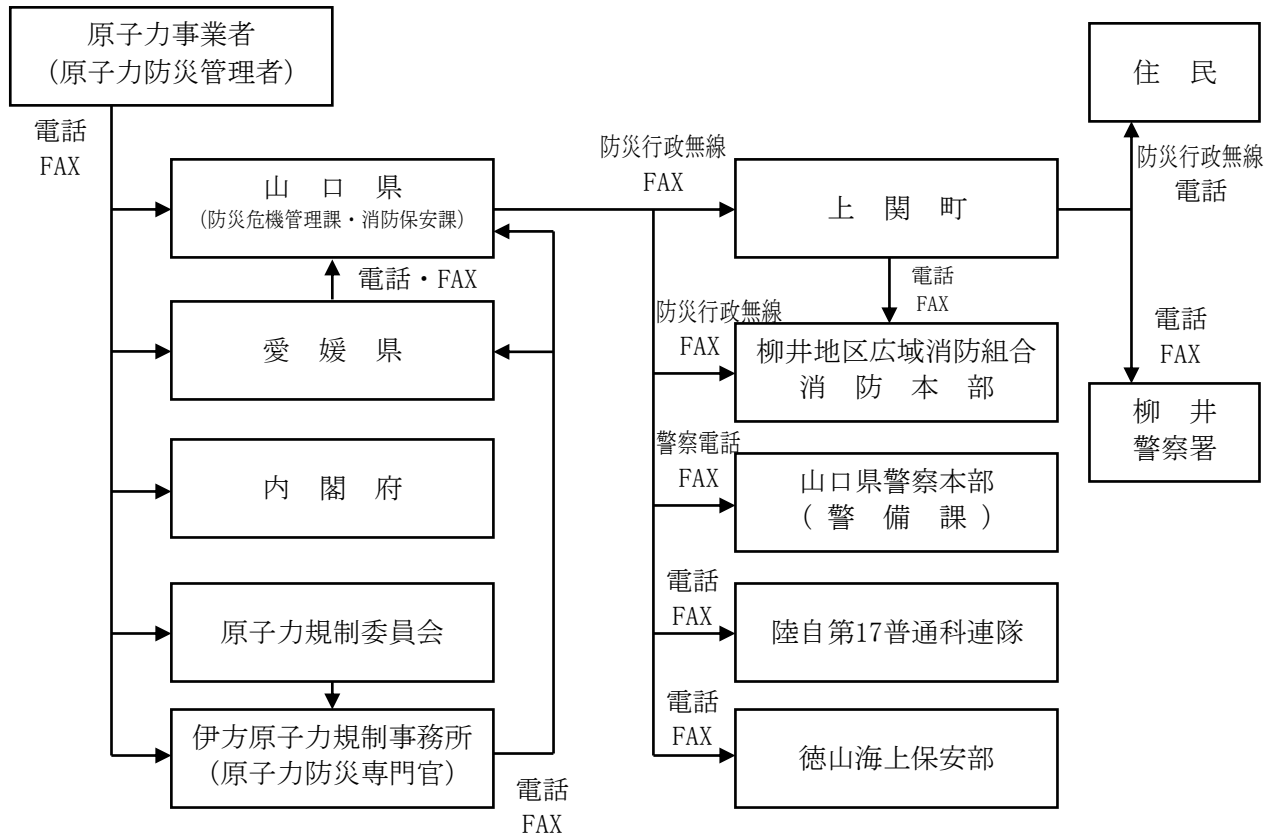
第1項 警戒事態発生情報の連絡

- 1 原子力防災管理者は、警戒事態発生又は発生の通報を受けた場合は、直ちに、国（内閣府、原子力規制委員会）及び県等に文書により通報し、さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認することとなっている。
- 2 町は、県から通報を受けた場合は、直ちに、消防本部、柳井警察署等に連絡する。
- 3 県は、原子力事業者から通報を受けた場合は、直ちに、町、消防本部、県警察本部（警備課）、陸上自衛隊第17普通科連隊、徳山海上保安部、下関地方気象台に連絡することとなっている。
なお、原子力事業者から通報がない状態において、県が設置しているモニタリングポストにおいて警戒事態発生の通報を行うべき数値を検出した場合は、県は、原子力事業者に施設の状況の確認を行うよう指示するものとし、原子力事業者はその結果を県に連絡することとなっている。
- 4 国（原子力規制委員会）は、警戒事態の発生及びその後の状況について、県等に対して、情報提供を行うこととなっている。

第2項 警戒事態発生後の被害情報等の連絡

- 1 原子力事業者は、国（内閣府、原子力規制委員会）及び県等に、警戒事態発生後の施設の状況、応急対策活動の状況及び被害の状況等を、定期的に文書にて連絡することとなっている。
- 2 県は、町、関係機関に、原子力事業者及び国から連絡を受けた事項等を随時連絡することとなっている。

□ 警戒事態発生時の情報伝達系統図



第3節 施設敷地緊急事態（Bレベル）発生時の情報連絡

第1項 施設敷地緊急事態発生情報の連絡

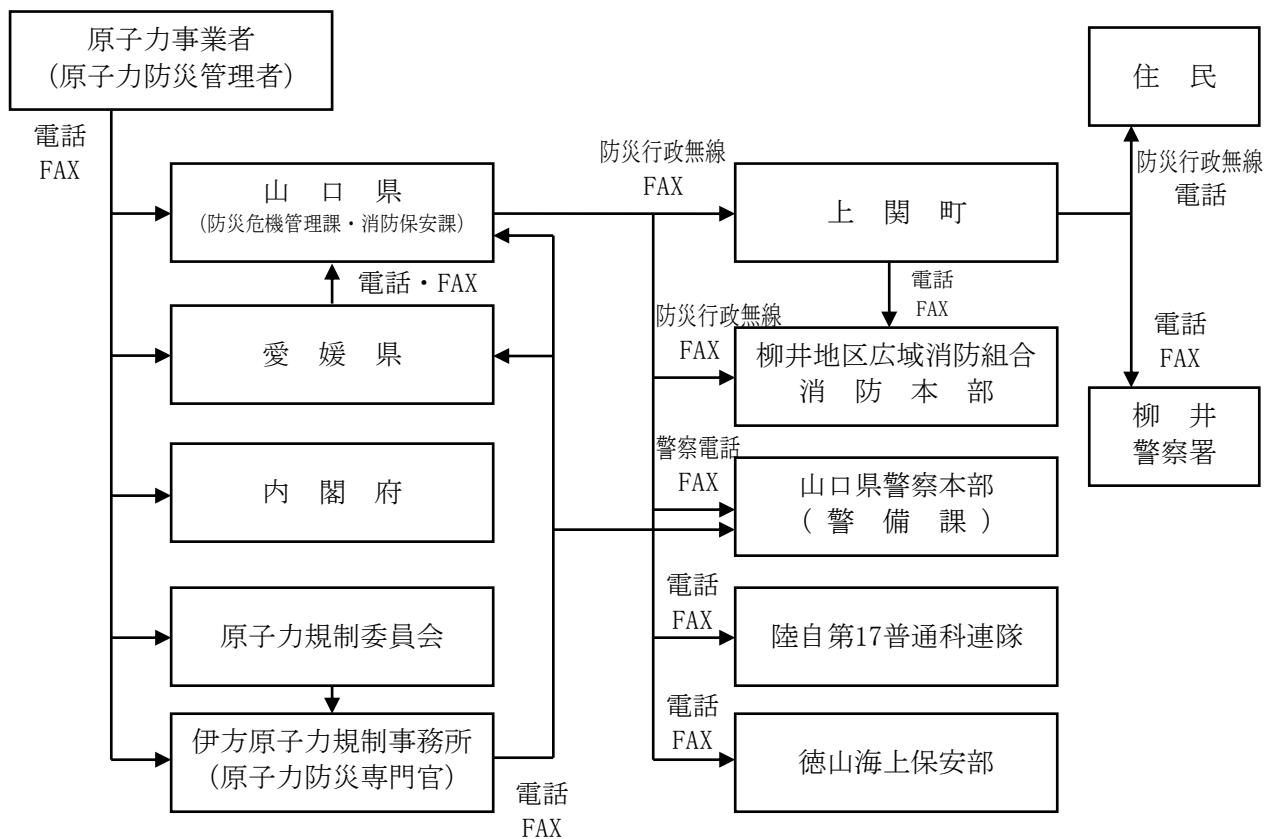
- 1 原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態の発生又は発見の通報を受けた場合は、直ちに、国及び県等に、文書により通報し、さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認することとなっている。
- 2 町は、県から通報・連絡を受けた場合は、直ちに、住民、消防本部、柳井警察署等に連絡する。
- 3 県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた場合は、直ちに、町、消防本部、県警察本部（警備課）、陸上自衛隊第17普通科連隊、徳山海上保安部、下関地方気象台に連絡することとなっている。
- 4 国（原子力規制委員会）は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等の事故情報について、県及び県警察本部等に連絡することとなっている。

また、原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに原子力防災専門官に連絡することとなっている。原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、国及び県等に連絡することとなっている。

第2項 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

- 1 原子力事業者は、国及び県等に、施設の状況、応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書で連絡することとなっている。
さらに、国の関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとなっている。
- 2 国は、原子力防災専門官に対し、現地における情報の収集、町、原子力事業者、県及び現地事故対策連絡会議等との間の連絡・調整等を行うよう指示するなど現地との緊密な連携の確保に努めるとともに、県等に、原子力事業者から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡することとなっている。
- 3 県は、町、関係機関に、原子力事業者及び国から通報連絡を受けた事項、各々が行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にすることとなっている。
- 4 町は、県、関係機関、原子力事業者等とともに、国の関係省庁事故対策連絡会議、現地事故対策連絡会議との連携を密にする。

□ 施設敷地緊急事態発生時の情報伝達系統図

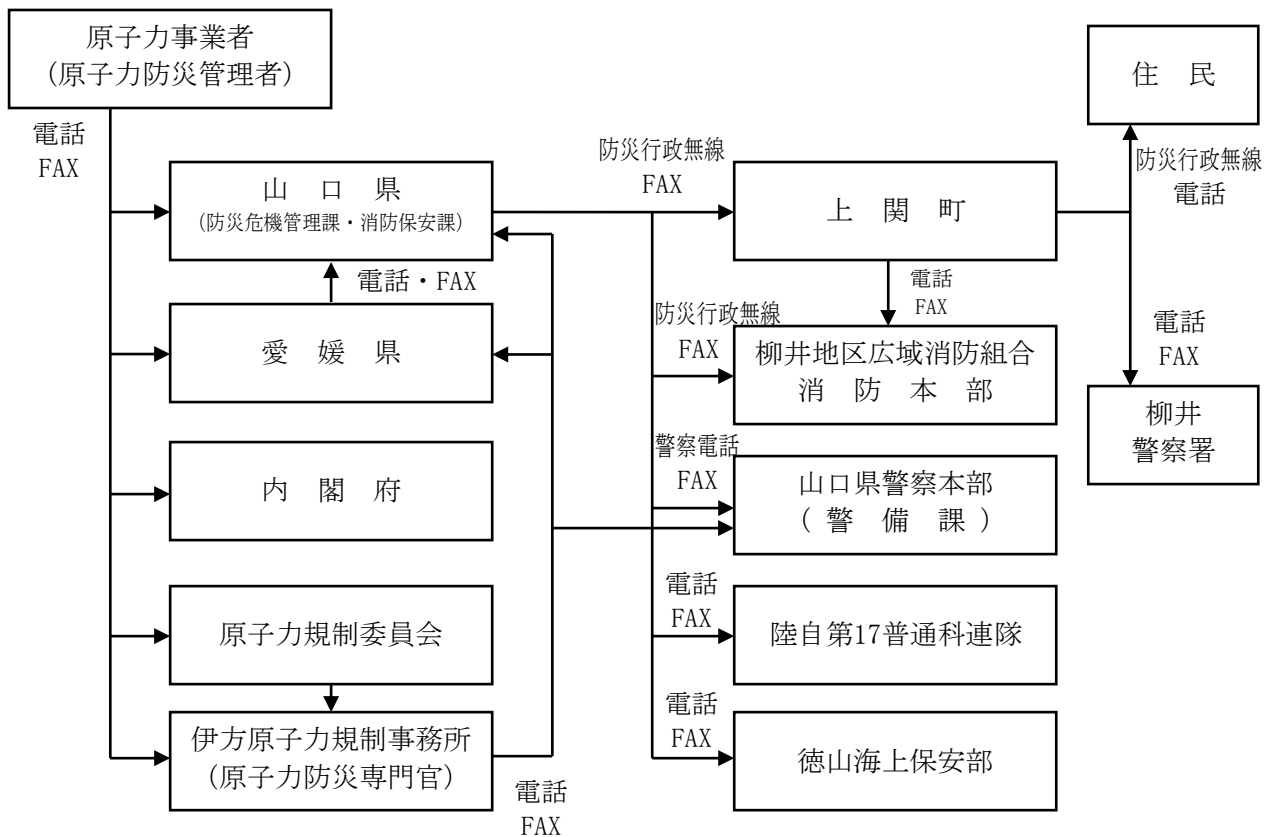


第4節 全面緊急事態（Cレベル）発生時の情報連絡

第1項 全面緊急事態発生情報の連絡

- 1 原子力防災管理者は、全面緊急事態の発生又は発見の通報を受けた場合は、直ちに、国及び県等に、文書により通報し、さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認することとなっている。
- 2 県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた場合は、直ちに、町、消防本部、県警察本部（警備課）、陸上自衛隊第17普通科連隊、徳山海上保安部、下関地方気象台に連絡することとなっている。

□ 全面緊急事態発生時の情報伝達系統図



第2項 原子力緊急事態宣言発出の連絡

国は、全面緊急事態が発生していると認める場合は、原子力緊急事態宣言を発出し、県、緊急事態応急対策実施区域に係る町等に対し、避難等の指示などの緊急事態応急対策に関する事項を指示することとなっている。

第3項 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡

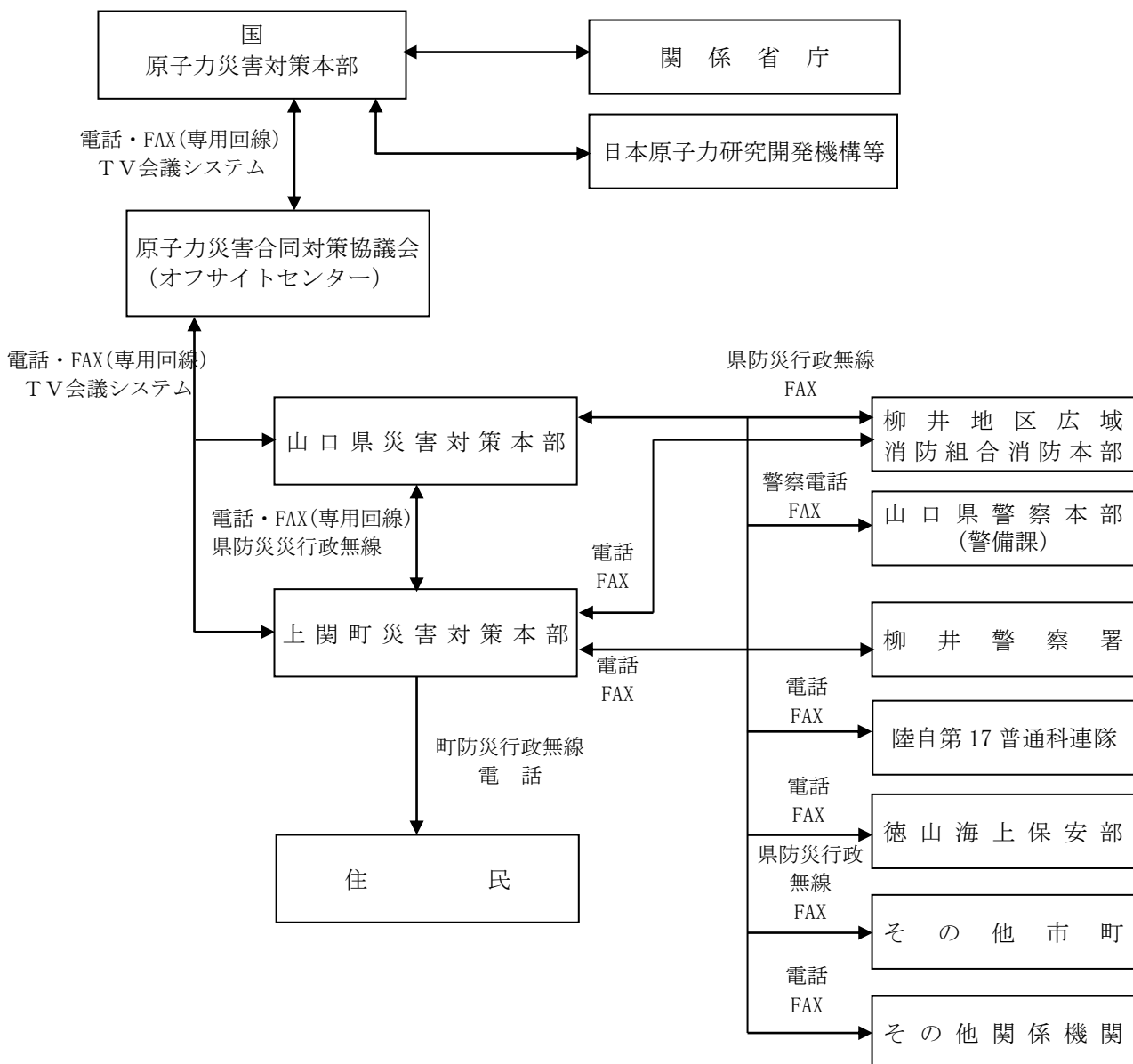
- 1 原子力緊急事態宣言発出後は、国の現地対策本部、町・県本部、関係機関、原子力事業者等は、オフサイトセンターの機能班に、それぞれ職員を配置することにより、施設の状況、モニタリングの状況、被ばく医療の状況、住民避難等の状況等の情報を共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うこととなっている。
- 2 各機関は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、各々が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡することとなっている。
- 3 原子力防災専門官は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集を行うとともに、町、県、関係機関、原子力事業者等との間の連絡調整等を引き続き行うこととなっている。

□ 原子力緊急事態宣言発出後の情報伝達系統図

第5節 通信運用計画

国は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じて、衛星電話、インターネットメール、J-ALERT等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとされている。

町は、伝達された内容を住民に連絡するものとし、地震や津波等の影響により、一般回線が使用できない場合は、町防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行う。



第6節 原子力災害時における住民への指示

第1項 住民への指示

原子力災害時における住民への指示に当たっては、国及び県と連携し、指示内容の統一徹底を図り、住民が心理的動揺、混乱を起こさないよう十分留意するとともに、要配慮者及び一時滞在者に配慮した方法で実施する。

第2項 住民への指示の手段

各機関は、住民に対して必要な措置の指示、命令等を行う必要がある場合には、次の方法をはじめ、あらゆる通報手段をもつて的確かつ迅速に行うこととなっている。

1 町

- (1) 町防災行政無線（同報系）
- (2) 広報車
- (3) 拡声器
- (4) 緊急速報メールサービス
- (5) 登録制メール
- (6) その他

2 県

- (1) 広報車、消防防災ヘリコプター
- (2) ラジオ、テレビ、インターネット、県防災メール、コミュニティFM等
- (3) その他

3 県警察

- (1) 広報車、ヘリコプター
- (2) その他

4 関係消防機関

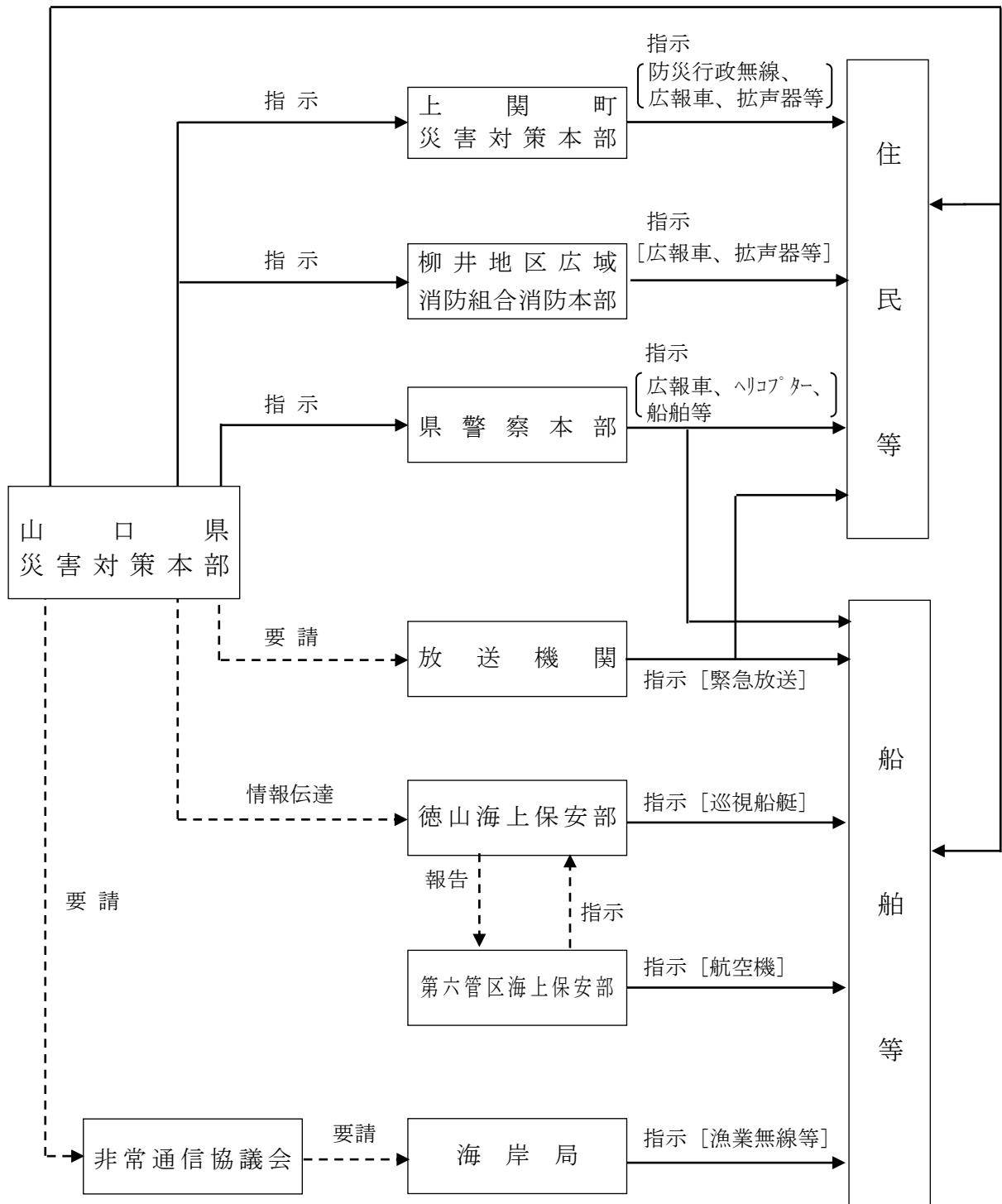
- (1) 広報車
- (2) 拡声器
- (3) その他

5 原子力事業者

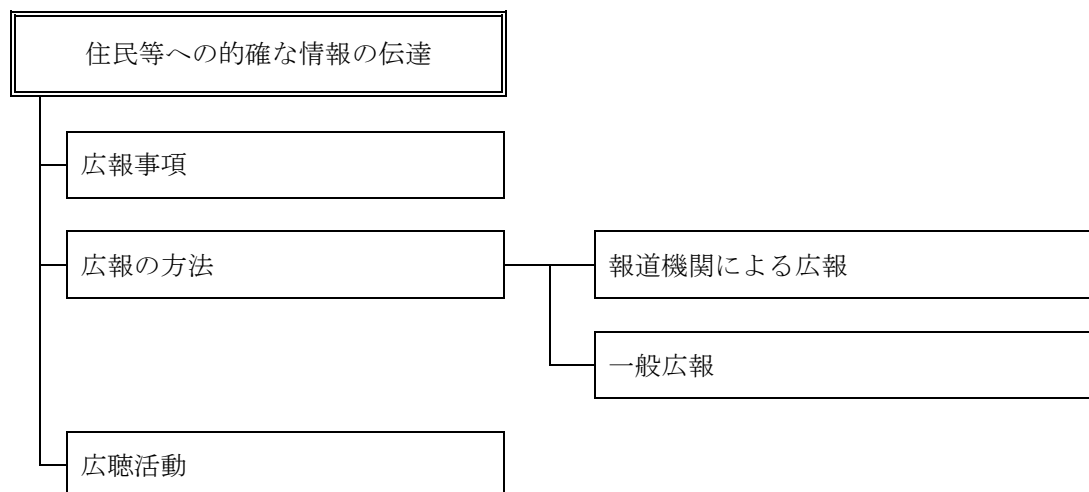
- (1) 広報車
- (2) その他

□ 原子力災害時における住民等に対する指示系統図

指示 [広報車、ヘリコプター、船舶]



第3章 住民等への的確な情報の伝達



第1節 広報事項

町は、県、関係機関及び原子力事業者等との連携を密にして住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報活動を行う。

広報活動は、原則として県本部又は原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で実施する。

また、流言、飛語等による社会的混乱を防止するとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確かつわかりやすい情報の速やかな公表と伝達に努める。

災害の規模、態様に応じて、次の事項を主として広報を実施する。

- 1 災害対策本部の設置
- 2 事故・災害等の概況
- 3 大気中放射性物質拡散計算システムによる計算結果
- 4 モニタリング結果
- 5 緊急事態応急対策の実施状況
- 6 緊急事態応急対策において住民等が実施すべき事項
- 7 流言飛語防止等の県民等への呼びかけ
- 8 自主防災組織に対する活動実施要請
- 9 不足物資やボランティア募集情報等の受援情報の県外発信

第2節 広報の方法

町は、情報の出所を明確にした上で、災害の規模、態様に応じて最も有効な方法により広報を行う。
なお、その際、住民の安心や要配慮者等に配慮した広報を行う。

第1項 報道機関による広報

町は、ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関に対して情報を提供し、広報について協力を要請する。
なお、災害の状況にかかわらず、必要に応じて記者発表を行うなど、積極的な広報に努める。

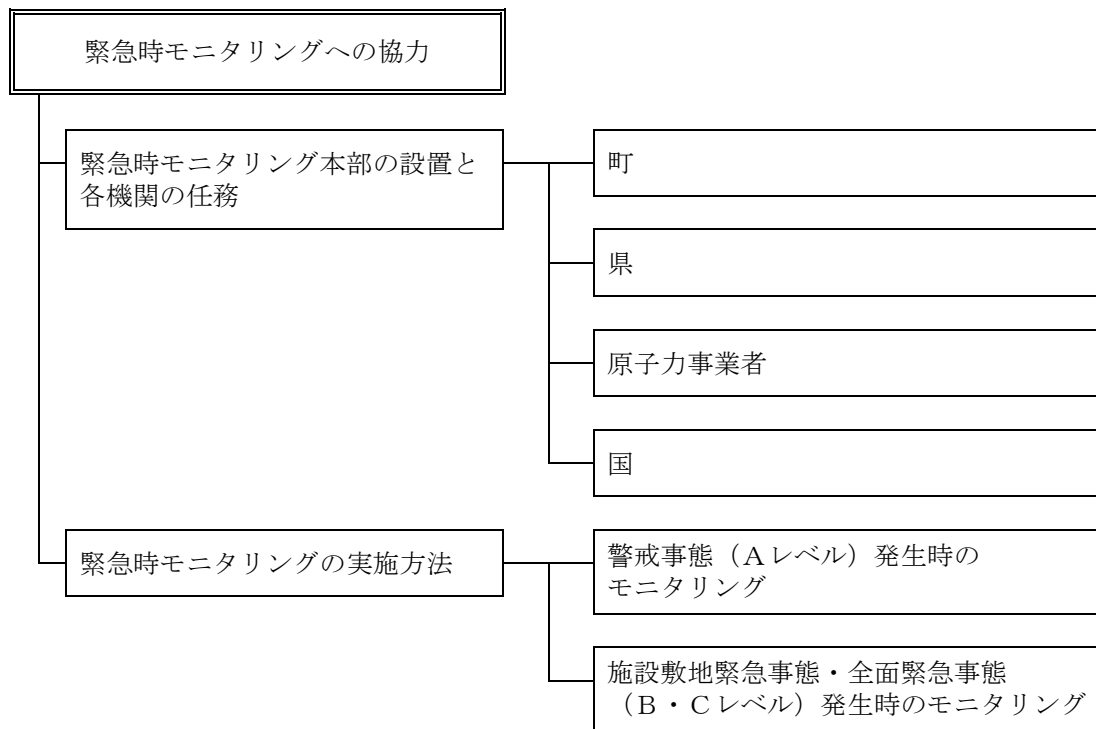
第2項 一般広報

- 1 広報紙（臨時を含む。）等による広報
- 2 広報車等による広報
- 3 県等の広報体制を活用した広報
- 4 相談窓口等の設置
- 5 町のホームページ等を活用した広報

第3節 広聴活動

町、県及び防災関係機関等は、被災住民、関係者等からの問合せ、相談、要望、苦情等に対応し、適切な応急対策を推進するため、相談窓口等を開設することとする。

第4章 緊急時モニタリングへの協力



第1節 緊急時モニタリング本部の設置と各機関の任務

第1項 町

町は、県が現地において実施するモニタリングに協力する。

第2項 県

県は、県災害対策本部を設置した場合は、緊急時モニタリング等を実施するため、緊急時モニタリング本部を設置することとなっている。

また、国が作成する緊急時モニタリング実施計画に基づき、緊急時モニタリングセンターの指揮の下、緊急時モニタリングを実施することとなっている。

第3項 原子力事業者

原子力事業者は、自ら放射線や放射性物質の放出源を中心とした緊急時モニタリング等を実施し、データを提供するとともに、県の緊急時モニタリングが円滑に行われるよう、協力することとなっている。

第4項 国

国(原子力規制委員会)は、緊急時モニタリングを統括し、緊急時モニタリングセンターの立ち上げ、緊急時モニタリング実施計画の作成、実施の指示、関係者による緊急時モニタリング実施の総合調整等を行うこととなっている。

また、専門家及び緊急時モニタリング要員を現地に派遣する。

第2節 緊急時モニタリングの実施方法

第1項 警戒事態（Aレベル）発生時のモニタリング

1 目的

警戒事態の情報及び気象情報の収集並びに平常時モニタリングの強化等を行い、効果的な防災対策を行うための資料を得ることを目的とする。

2 測定項目

- (1) 空間放射線量率
- (2) 大気中の放射性ヨウ素濃度

3 測定、採取の地点

UPZ（緊急時防護措置を準備する区域）内

第2項 施設敷地緊急事態・全面緊急事態（B・Cレベル）発生時のモニタリング

1 初期モニタリング

(1) 目的

住民避難、一時移転や安定ヨウ素剤の服用等、OILに照らし合わせて防護措置を実施する際の判断に用いることを目的とする。

(2) 測定項目

- ア 空間放射線量率
- イ 大気中の放射性物質（放射性希ガス、放射性ヨウ素等）の濃度
- ウ 環境試料（飲料水、葉菜等）中の放射性物質（放射性ヨウ素、放射性セシウム等）の濃度

(3) 測定、採取の地点

UPZ（緊急時防護措置を準備する区域）を主体とした地域で、県が適当と認める地域

2 中期モニタリング

(1) 目的

放射性物質又は放射線の周辺環境に対する全般的影響の評価・確認、人体への被ばく評価、各種防護措置の実施・解除の判断、風評対策等に用いることを目的とする。

(2) 測定項目

ア 空間放射線量率

イ 積算線量

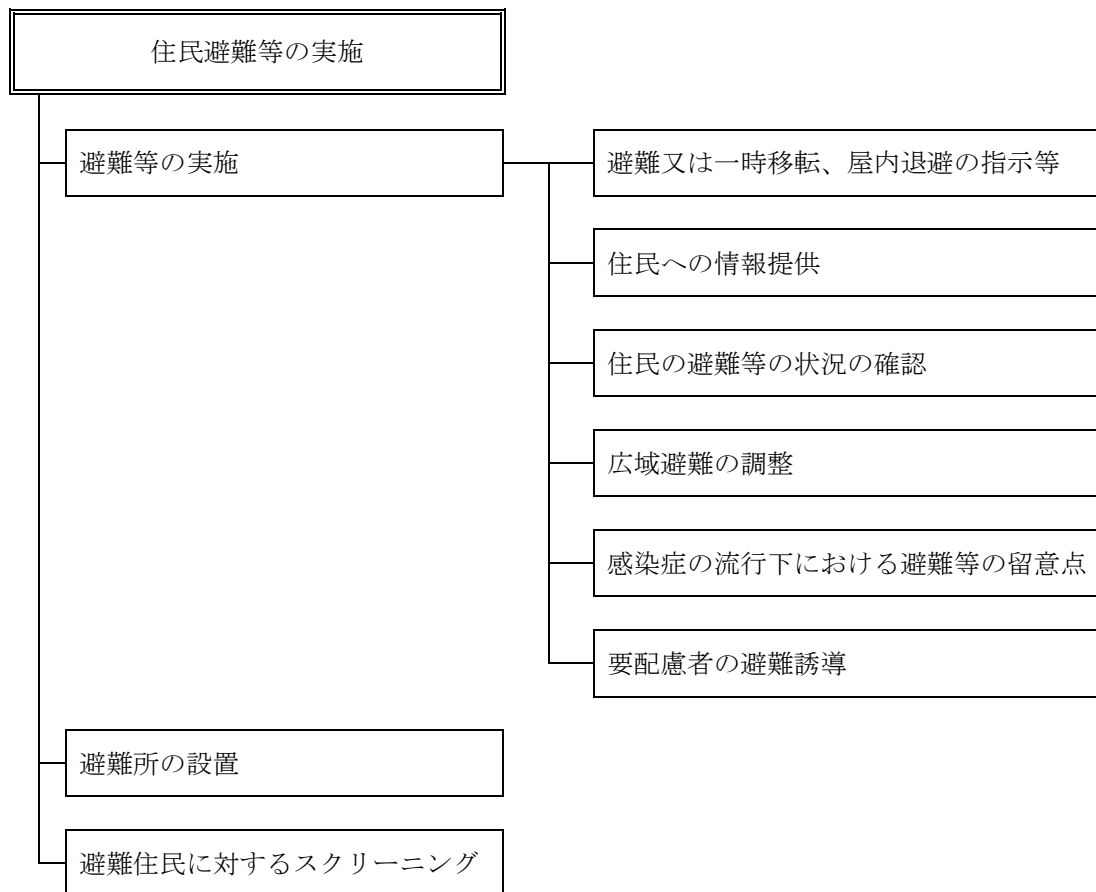
ウ 大気中の放射性物質（放射性希ガス、放射性ヨウ素等）の濃度

エ 環境試料（飲料水、葉菜等）中の放射性物質（放射性ヨウ素、放射性セシウム等）の濃度

(3) 測定、採取の地点

初期モニタリングの地域のほか、県が適当と認める地域

第5章 住民避難等の実施



第1節 避難等の実施

町は、県及び関係各機関等と相互の連携を密にして、住民避難等の措置を迅速かつ的確に実施する。

第1項 避難又は一時移転、屋内退避の指示等

内閣総理大臣が緊急事態応急対策実施区域を定め、町及び県に対して、避難又は一時移転、屋内退避の指示等を行った場合、県は、町長に対して、住民等に対する避難又は一時移転、屋内退避の指示等を行うよう連絡することとなっている。

町長は、住民等に対する避難又は一時移転、屋内退避の指示等を行い、消防機関、県警察等関係機関とともに、住民の避難誘導等を行う。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の緊急安全確保措置を講ずべきことにも留意する。

第2項 住民への情報提供

町は、住民の避難や一時移転の誘導に当たっては、県と協力し、住民に向けて避難所やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

また、これらの情報について、国の原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供する。

第3項 住民の避難等の状況の確認

町は、避難や一時移転の指示等を行った場合は、県と連携し、戸別訪問、避難所における確認等により住民の避難状況を確認する。

また、避難状況の確認結果については、国の原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供する。

第4項 広域避難の調整

町は、市町の区域を越えて広域避難を行う必要が生じた場合には、県に対して受入先の市町に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請することを要求する。

第5項 感染症の流行下における避難等の留意点

町は、感染症の流行下における住民避難等の措置について、被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先として、感染者や感染の疑いのある者を含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で実施する。

具体的には、避難等を行う場合は、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染症対策を実施する。

- 1 U P Z内の自宅や親戚宅で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則として換気を行わない。
- 2 自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合には、密集を避け、極力分散して退避するとともに、放射性物質による被ばくを避ける観点から、扉や窓の開放等による換気は行わないことを基本とする。ただし、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、換気を行うよう努める。これが困難な場合には、あらかじめ準備をしているU P Z外の避難先へ避難する。
- 3 避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難船舶等における濃厚接触者、発熱・咳等のある者、それ以外の者を可能な限り分離するように努める。また、全面緊急事態発生後に避難又は一時移転の指示が出されている区域内の一次集結所や一時移転を行う場合の避難船舶等では、放射性物質による被ばくを避ける観点から、扉や窓の開放等による換気は行わないことを基本とする。ただし、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、換気を行うよう努める。

第6項 要配慮者の避難誘導

町は、要配慮者の避難誘導に当たっては、輸送手段等に特に配慮する。

なお、避難所へ移動した要配慮者については、その状況を把握し、適切な福祉サービスの提供等に努める。

第2節 避難所の設置

町は、避難や一時移転が必要になった場合は、直ちに避難所を開設し、設置場所等を速やかに住民等に周知する。

避難所の運営に当たっては、照明、換気等の生活環境や情報伝達、さらには、避難が長期化する場合のプライバシーの保護等に配慮するなど、県と連携して、避難所における生活環境が良好なものとなるよう努める。

特に、要配慮者等の生活環境の確保や健康状態の把握、情報提供には十分配慮するとともに、避難所の運営における女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等多様な主体の視点等に配慮する。

第3節 避難住民に対するスクリーニング

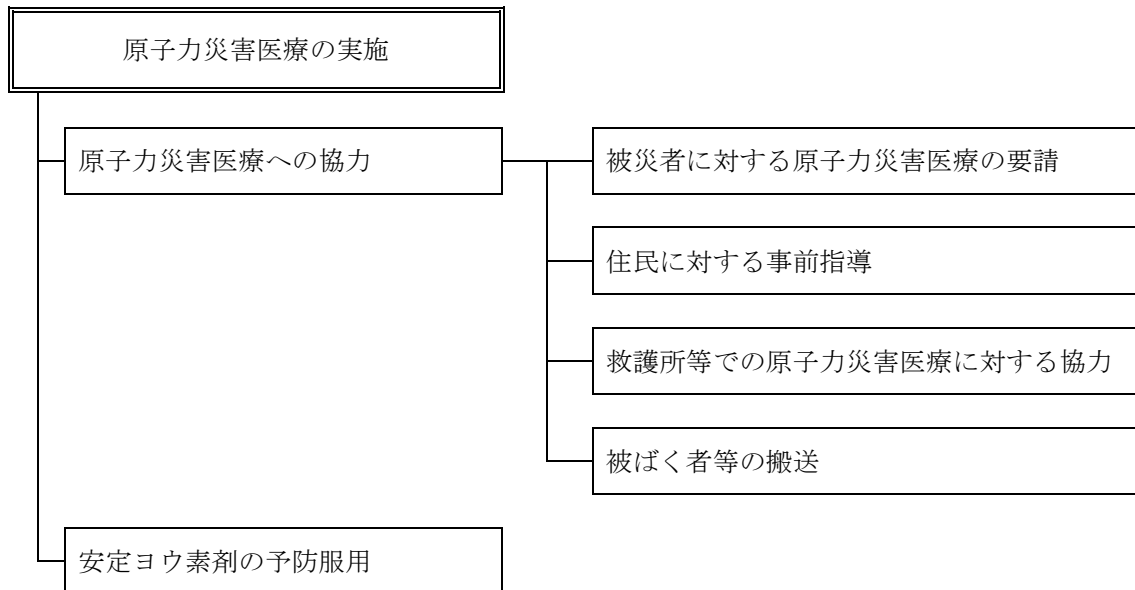
町は、住民が避難や一時移転を行う場合は、県が実施する住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染に協力する。

第6章 飲食物の摂取制限、出荷制限等

町は、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、飲用水の検査を実施する。
食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。

また、国及び県の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の摂取制限、出荷制限等及びこれらの解除を実施する。

第7章 原子力災害医療の実施



第1節 原子力災害医療への協力

町は、県及び関係機関等との連携を密にして、被ばく及びそのおそれのある者に対し、県が実施する検査、除染、治療等の原子力災害医療を受けられるよう協力する。

第1項 被災者に対する原子力災害医療の要請

町長は、放射線被ばく又は放射能汚染（以下「放射線被ばく等」という。）を受けた者のほか、緊急事態の混乱等によって生じる一般的傷病者に対する緊急医療活動を必要とするときには、県本部長に救護所の設置を要請する。

第2項 住民に対する事前指導

町長は、地域住民の被ばく線量等を低減するために県本部から住民への事前指導を要請されたときには、原子力災害医療活動に先立ち広報活動等により必要な原子力災害医療措置を住民に周知する。

第3項 救護所等での原子力災害医療に対する協力

町長は、県本部が原子力災害医療活動の実施のため避難所等に救護所を開設するときには、救護所等の開設、被災住民に対する広報等に協力するほか、原子力災害医療の観点に立った状況説明及び注意事項等の掲示を行い、被災住民の不安解消に努める。

第4項 被ばく者等の搬送

町長は、県が設置する救護所の現地作業グループ指揮者から放射線被ばく等を受けた者若しくはそのおそれのある者又は一般傷病者の医療機関への搬送を要請されたときには、消防本部等の協力を得て指定された医療機関へ搬送する。輸送車両が不足する場合は、県本部長を通じて自衛隊等に応援を要請する。搬送にあたっては汚染の拡大防止に留意する。

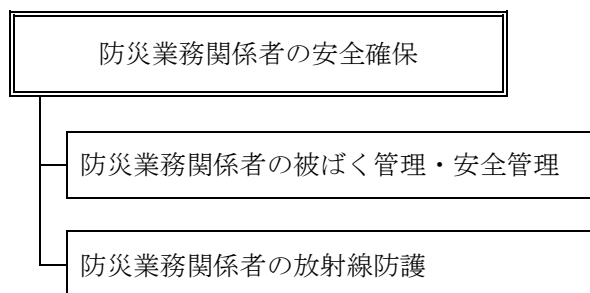
第2節 安定ヨウ素剤の予防服用

町は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、原子力災害対策指針を踏まえ、国が決定した方針に従い、又は独自の判断により、直ちに服用対象者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、配布を行う。

ただし、服用すべき時期及び服用の方法については、県の指示を仰ぐものとする。

なお、安定ヨウ素剤の服用を優先すべき対象者は、妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児を含む。）とする。また、原則40歳未満の方を配布対象とするが、40歳以上であっても妊婦、授乳婦及び妊娠・出産を希望する女性は対象とする。さらに、男女を問わず40歳以上であっても、希望者には配布するよう努める。

第8章 防災業務関係者の安全確保



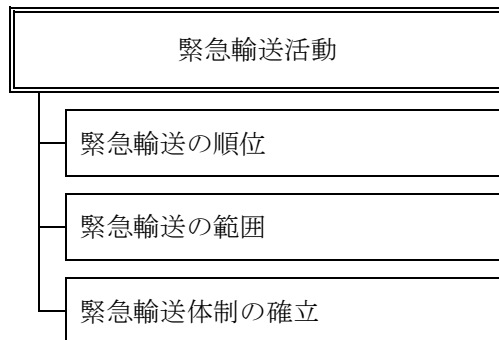
第1節 防災業務関係者の被ばく管理・安全管理

町は、町職員等防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合、県及び現場指揮者と連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮する。

第2節 防災業務関係者の放射線防護

- 1 防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行う。
- 2 町は、応急対策活動を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保する。
- 3 町は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

第9章 緊急輸送活動



第1節 緊急輸送の順位

町は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行う。

- | | |
|------|---------------------------------------|
| 第1順位 | 人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数のグループのメンバー |
| 第2順位 | 避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送 |
| 第3順位 | 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送 |
| 第4順位 | 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送 |
| 第5順位 | その他緊急事態応急対策のために必要な輸送 |

第2節 緊急輸送の範囲

町は、次の範囲を原則として県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行う。

- 1 緊急事態応急対策要員及び必要とされる資機材
- 2 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- 3 避難者、負傷者等
- 4 避難所を維持・管理するために必要な人員及び資機材
- 5 食料・飲料水等生命の維持に必要な物資
- 6 その他緊急に輸送を必要とするもの

第3節 緊急輸送体制の確立

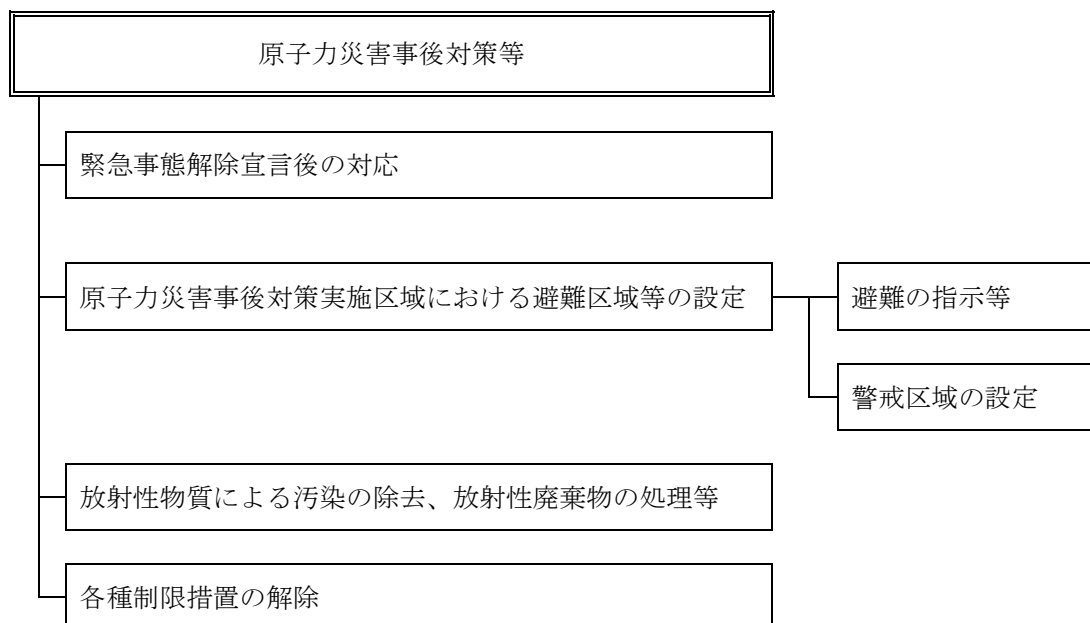
- 1 町は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。
- 2 町は、人員、車両等の調達に関して、必要に応じ県に支援を要請する。

第10章 治安の確保

町は、警察等と協議し、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保を図る。特に、避難の指示等を行った地域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報を提供し、盗難等の各種犯罪の未然防止や火災予防に努める。

第4編 原子力災害中長期対策

第1章 原子力災害事後対策等



第1節 緊急事態解除宣言後の対応

町は、原子力緊急事態解除宣言が発出された後においても、国及び県と連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

第2節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

第1項 避難の指示等

町長は、原子力災害事後対策実施区域において、放射性物質による環境の汚染が著しいと認められた場合は、当該汚染による原子力災害の発生又は拡大等を防止するため、必要と認める地域の住民等に対して、避難や一時移転、屋内退避の指示等を行う。

この場合、町長は、速やかに、その旨を原子力災害対策本部長及び県に報告する。

第2項 警戒区域の設定

町長は、原子力災害事後対策実施区域において、放射性物質による環境の汚染が著しいと認められた場合には、必要に応じて、警戒区域を設定し、住民等に対して当該警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該警戒区域からの退去を命じる。

県は、町長が設定した警戒区域等について、その実効を上げるために必要な措置をとるよう関係機

関等と調整することとなっている。

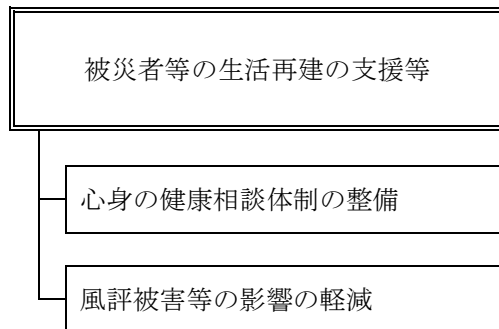
第3節 放射性物質による汚染の除去、放射性廃棄物の処理等

町は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対応について、必要な措置を行う。

第4節 各種制限措置の解除

町は、県の指示等に基づき、原子力緊急事態応急対策として実施した立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限、出荷制限等各種制限措置を解除する。

第2章 被災者等の生活再建の支援等



第1節 心身の健康相談体制の整備

町は、国及び県とともに、住民に対する心身の健康及び健康調査を行うための体制を整備する。

第2節 風評被害等の影響の軽減

町は、国及び県と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通等の促進のための広報活動を行う。